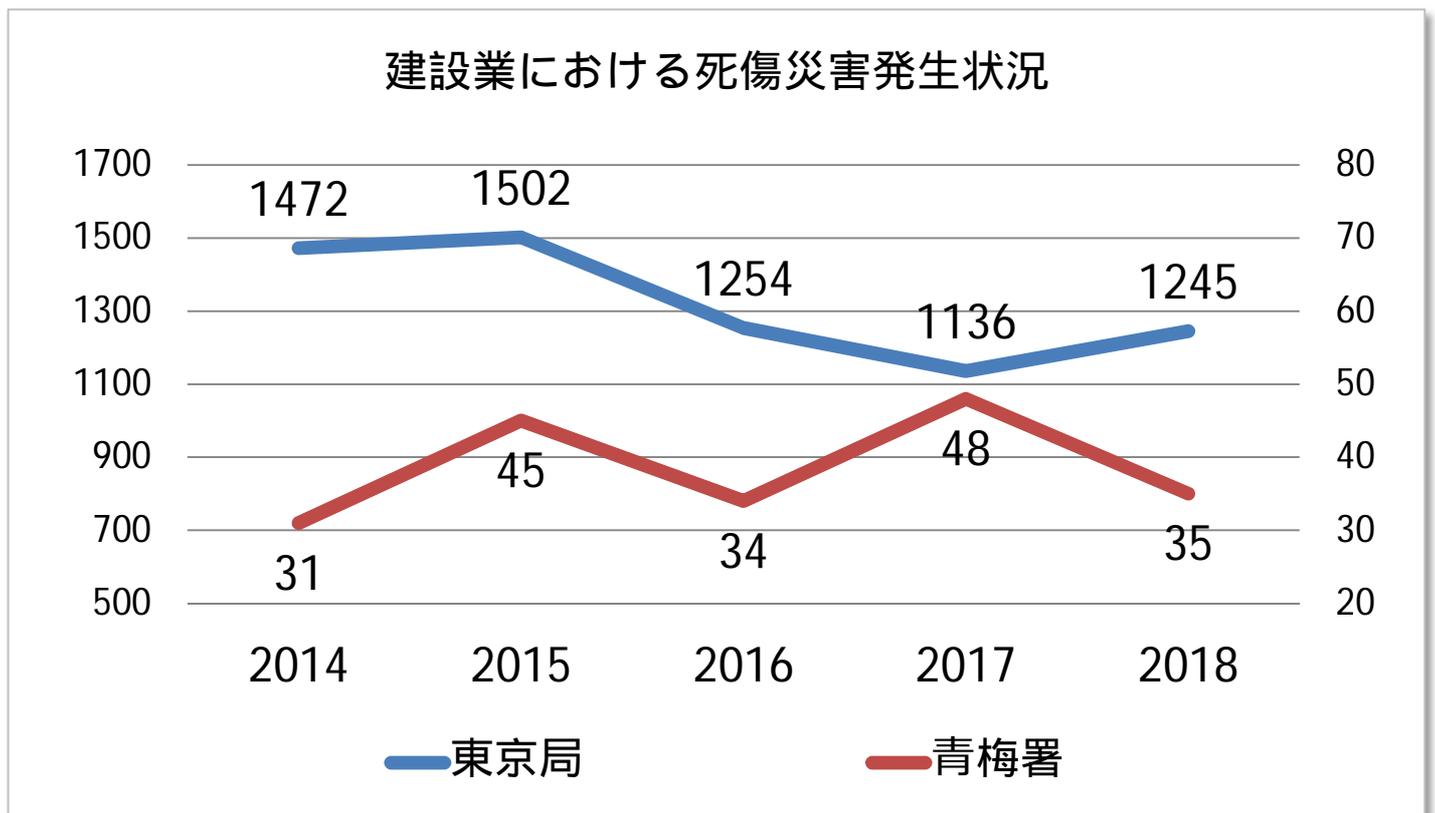


# 平成30年度 建設業における安全衛生対策の推進について

青梅労働基準監督署管内の建築工事における労働災害発生状況については、皆様のご努力により、年々減少傾向を示しておりますが、一方では重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められております。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が図られますよう、お願いいたします。



青梅労働基準署HP



～トップが打ち出す方針  
 みんなで共有 生み出す安全・安心～

第13次労働災害防止計画推進中



東京労働局HP

# 目次



- 足場の組立解体中に墜落する危険を減らすための措置を積極的に採用して下さい  
「手すり先行工法」の採用・・・3
- 足場を設置する際は「より安全な措置」等に取り組みましょう・・・4
- **安全帯が「墜落制止用器具」にかわります！・・・8**
- 足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント14
- はしごや脚立からの墜落転落災害をなくしましょう！・・・18
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本的な計画、ほか・・・22
- リスクアセスメントについて・・・23
- 建設業における労働安全衛生マネジメントシステムCOHSMSガイドラインについて・・・24
- 建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう・・・25
- 現場特有のリスクに応じた実効性のある「新規入場者教育」を実施しましょう・・・26
- 適切な安全衛生経費の確保・・・27
- 建設工事にかかる各種災害防止対策等ガイドライン・・・31
- 職場における転倒災害を防ぎましょう・・・32
- 建設業における交通労働災害防止・・・34
- 外国人労働者にかかる安全衛生教育の実施について・・・37
- STOP！熱中症クールワークキャンペーン・・・38
- 石綿健康障害予防対策・・・40
- 屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります・・・42
- 屋外での岩石・鉋物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象になります・・・44
- 移動式クレーン構造規格が改正されました・・・45
- 一酸化炭素中毒の防止・・・47
- 化学物質 リスクアセスメントを実施しましょう・・・48
- 建設事業を営む事業主の皆様へ・・・52
- 建設工事に従事する一人親方の皆様へ・・・54
- 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック・・・56
- **青梅署 STOP！転倒災害プロジェクト・・・60**

# 足場の組立・解体中に墜落する危険を減らすための措置を積極的に採用してください

## 「労働安全衛生規則」で必要とされる墜落防止のための措置とは？

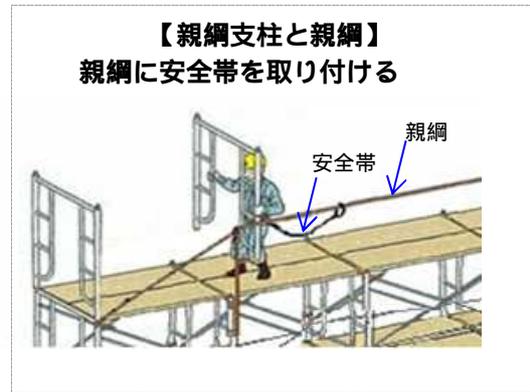
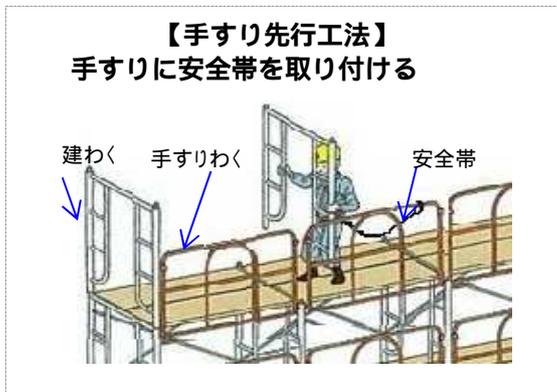
平成27年7月に施行された労働安全衛生規則第564条第1項第4号により、足場を組立て、解体、変更する際、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の2つの措置が必要です。

幅40cm以上の作業床<sup>1</sup>を設置すること、安全帯取付設備<sup>2</sup>を設置し、労働者に安全帯を使用させるか、これと同等以上の措置を講じること。

ここで、安全帯取付設備には、手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなども利用することができる場合があります。

- 1 狭小な場所など当該作業床を設けることが困難な場合を除きます。
- 2 安全帯を着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもののことです。

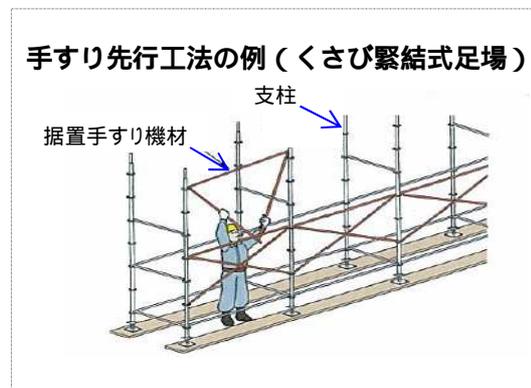
### <安全帯取付設備の例>



## さらに、墜落の危険を減らすためには？

### ▶「手すり先行工法」など墜落の危険を低減させる措置を積極的に採用してください

組立て・解体時の墜落防止措置として効果の高い方法の1つが手すり先行工法です。足場の組立時作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりが残っている工法です。



厚生労働省では、「手すり先行工法等に関するガイドライン」を平成21年に策定し、手すり先行工法による墜落防止の措置の普及・定着に取り組んでいます。

詳しい情報は厚生労働省ホームページをご覧ください

足場からの墜落防止対策 強化

検索



# 足場を設置する際は、 「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、  
**約45%は、墜落・転落災害**によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P15 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P13,14 の (1) (2) (3)

## 建設業における労働災害の発生状況

図1  
死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

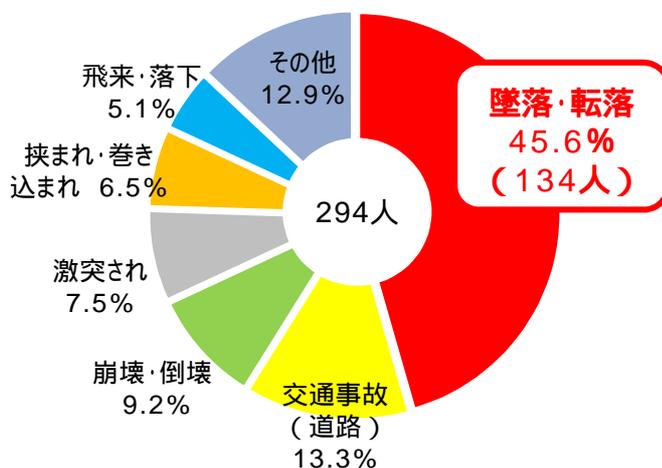
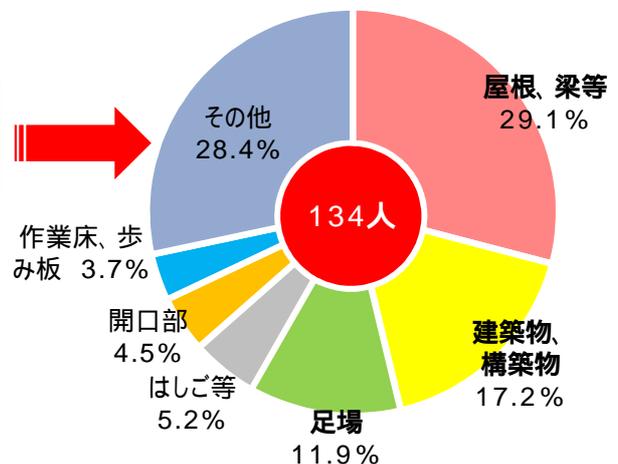


図2  
墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として「委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」を実施しています。

**No more! 墜落・転落災害 @建設現場**



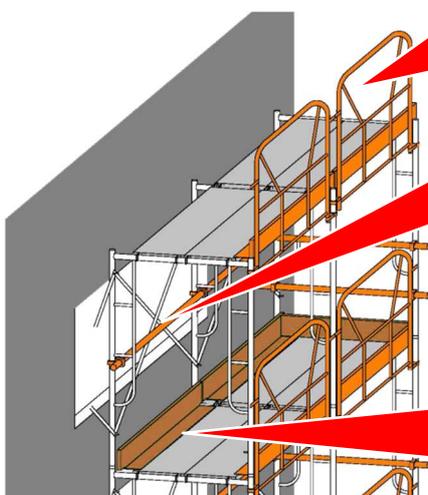
## 「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則**（ ）の**確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」**等を示しています。（ ）P15参照

### （１）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

#### わく組足場



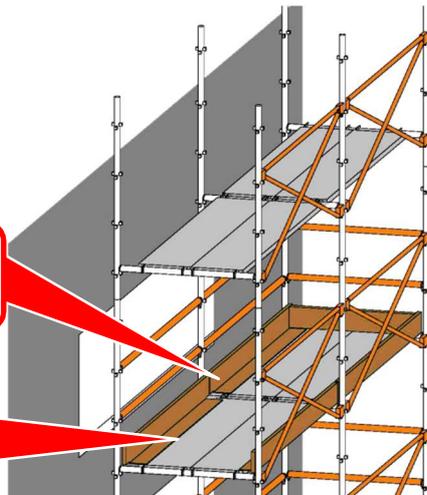
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置  
(図は床付き幅木の例)

#### その他の足場



### （２）「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

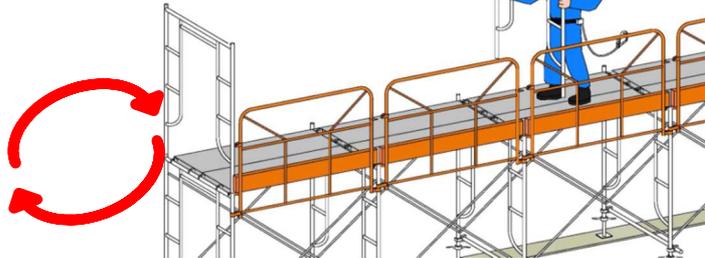
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

#### わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

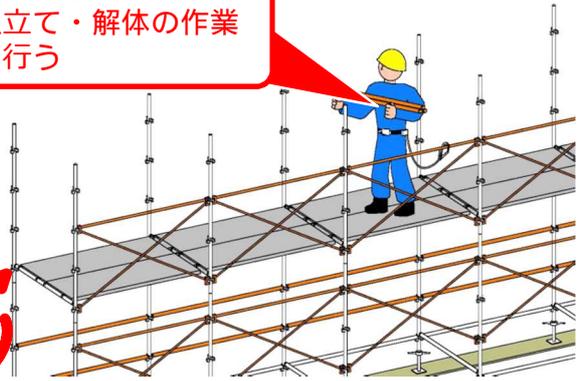
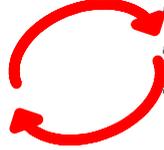
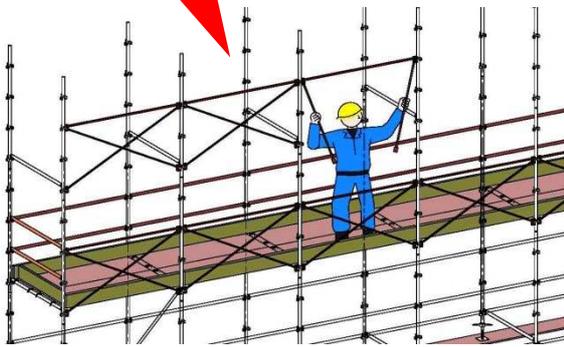
手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



## その他の足場

最上層の一層下から  
手すりを設置

手すりがある状態で  
組立て・解体の作業  
を行う



## 手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

## (3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じたチェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施してください。

点検の内容例 一わく組足場用一

点検事項	点検の内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は許画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか ⑥.....
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建わく、布わくの取付状態は許画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤.....

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	是時内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及				

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで客観的で的確なものとしましょう。

足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方  
労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築の方)など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方  
全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方  
建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方  
点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(別添:「より安全な措置」等について)  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

## (参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

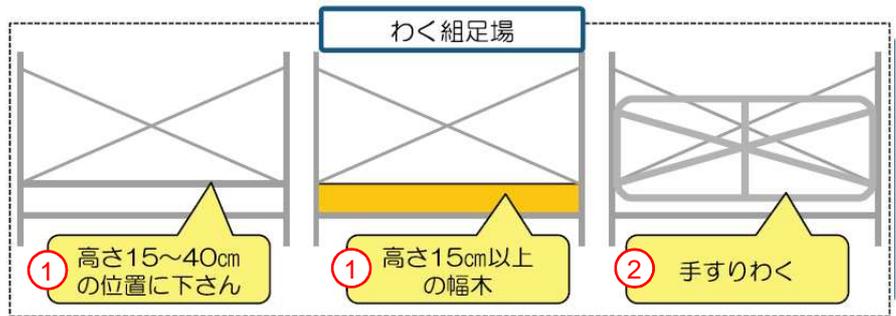
### 通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

#### わく組足場

または のいずれかの措置

「交さ筋かい」+「下さん」  
または「高さ15cm以上の幅木」  
下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、  
「手すりわく」

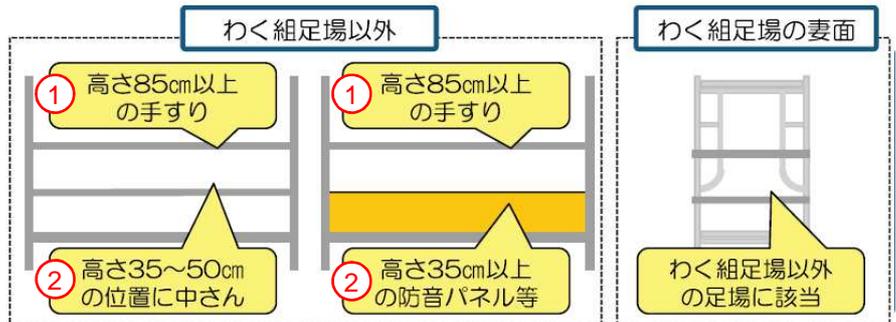


#### その他の足場

と 両方の措置

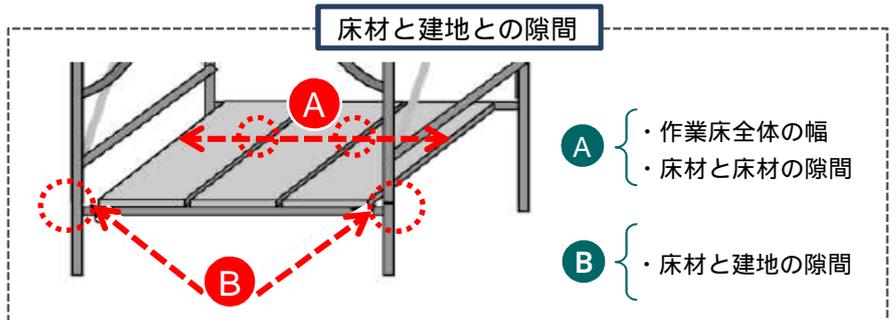
「手すり」  
手すりの位置 = 高さ85cm以上

「中さん」  
中さんの位置 = 高さ35~50cm



#### 床材と建地との隙間

- A 作業床の幅は 40cm 以上  
床材の隙間は 3cm 以下
- B 床材と建地の隙間は  
12cm 未満



### 墜落防止対策を進めるためのアドバイスをします

## ～ 「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」 について～

厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として、委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」を実施しています (平成29年度は全国仮設安全事業協同組合に委託)。本事業では、主に以下の取組を行っています。

#### 「より安全な措置」等に関する調査・診断

「より安全な措置」等の墜落防止対策に関する相談や助言、作業計画・改善計画の作成支援を行う

#### 「より安全な措置」等に関する説明会

全国47都道府県で、労働安全衛生規則や「より安全な措置」等に関する理解を深める説明会を実施する

お問い合わせは、全国仮設安全事業協同組合 (本部・支部) まで

ホームページ: <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

メールアドレス: [info@kasetsuanzen.or.jp](mailto:info@kasetsuanzen.or.jp)

(注) 平成29年度の説明会は終了しています。

また、平成30年度の事業実施者、事業内容等については、決まり次第のご案内となります。

# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

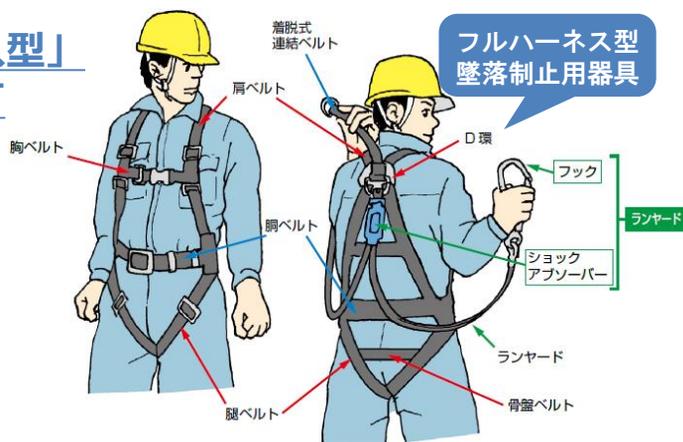
	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×	
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について 次頁～

ガイドラインについて P4～

# 政令等の改正について

## 【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

## 「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

## 墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者<sup>1</sup>に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について** → 5ページ参照  
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

## 経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

**現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。**

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正(予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

## 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

### 【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

## 特別教育の内容

学科学目	範 囲	時 間
<b>Ⅰ 作業に関する知識</b>	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
<b>Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識</b>	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
<b>Ⅲ 労働災害の防止に関する知識</b>	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
<b>Ⅳ 関係法令</b>	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
<b>Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等</b>	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

# ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

## 適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

## 用語

### ●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。  
(右図のA)

### ●落下距離

作業者の墜落を制止するとき生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。  
(右図のB)

### ●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

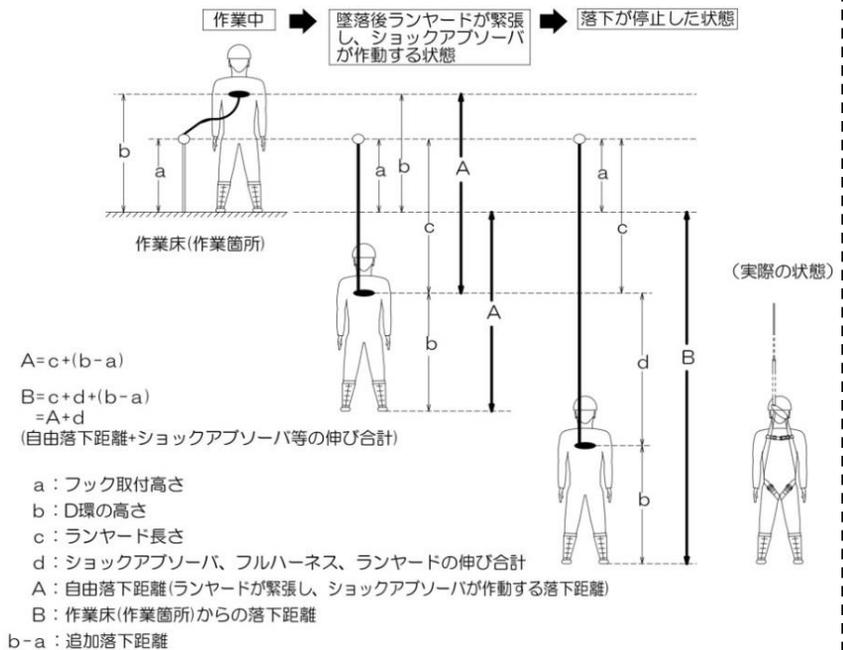
### ●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

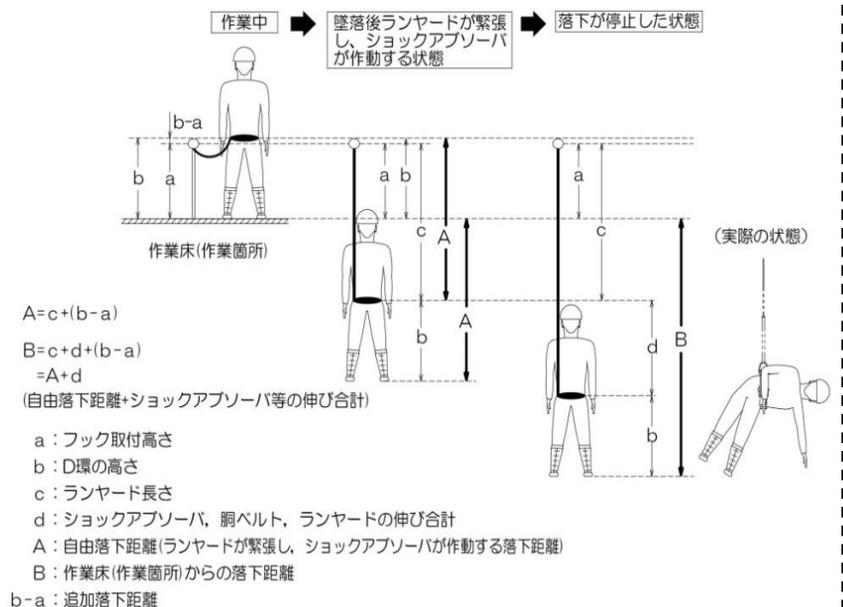
### ●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

### 【フルハーネス型の落下距離等】



### 【胴ベルト型の落下距離等】



## 要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

### 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

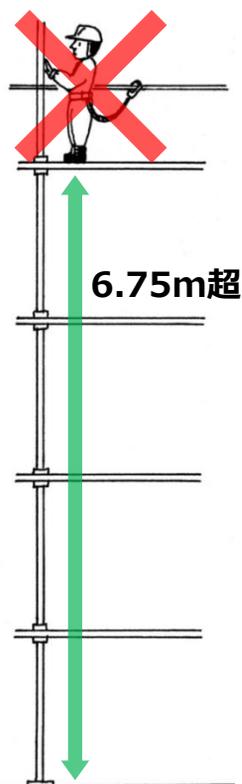
#### 要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが**6.75m以下**)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5m以上**、柱上作業等の場合は**2m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



6.75m超

#### 要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



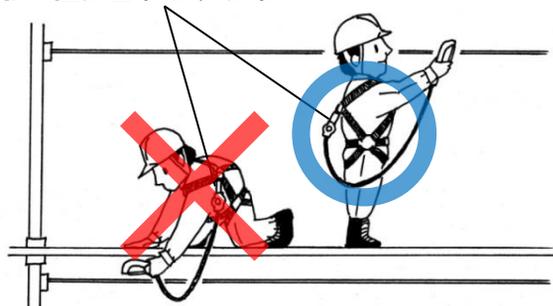
(100kg用が適切な者)

#### 要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

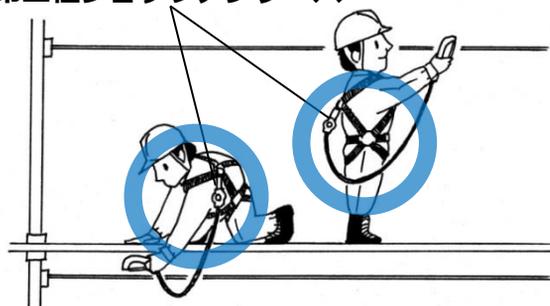
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



## 【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

### ○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(＝6.75m)以下としなければならないこと。

### ○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※<sup>1</sup>を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔※<sup>1</sup> ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※<sup>2</sup>を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔※<sup>2</sup> ランヤードフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。〕

### ○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

## 使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

## 点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に言い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

# 足場の設置が困難な屋根上作業での 墜落防止対策のポイント

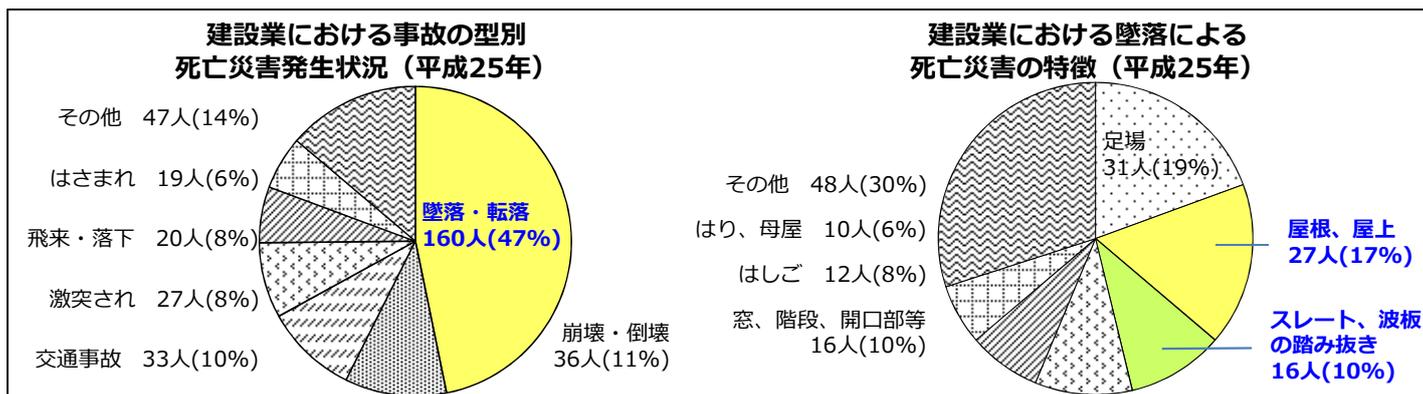
## 「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

建設業の労働災害による死亡者数は、中長期的には減少していますが、ここ数年は減少数が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の型別にみると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、墜落した場所で見ると、屋根からの墜落事故が多くなっています。スレート等の屋根の踏み抜きと合わせると、平成25年は43人となり、全体の約27%を占めています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成26年1月に「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を作成しました。

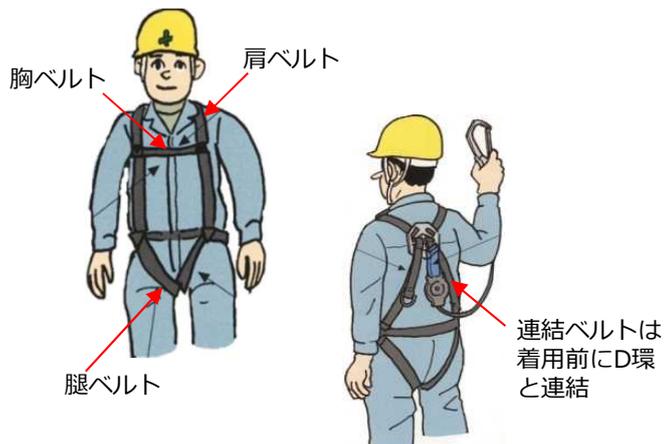
このパンフレットは、**短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合に適用できる安全帯取付設備の設置方法と、ハーネス型安全帯等の使用方法について**とりまとめたものです。



## 適正な保護具を正しく装着しましょう

### 【ハーネス型安全帯】

ハーネス型安全帯は墜落阻止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトにねじれがないか確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。なお、一度大きな力が加わった安全帯は使用しない。



### 【ランヤード】

ショックアブソーバ付きで、巻取機能があるものを使用する。



### 【安全靴】

耐滑性、安全性、屈曲性に優れた靴を選ぶ。



### 【保護帽】

①まっすぐ深くかぶる。



②ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。



③アゴひもは緩みがないようにしっかり締める。



○保護具は、事前に取り扱説明書の内容を確認・理解し、必ず、点検などを行ってから使用しましょう。

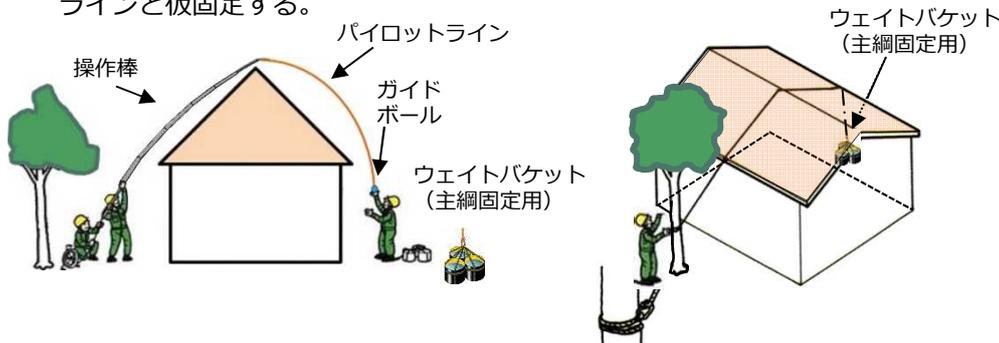
## 垂直親綱（主綱）の設置方法 ① 地上からの主綱の設置のしかた

屋根上での作業を始める前に墜落防止対策の要となる、一本目の垂直親綱（主綱）を設置します。主綱の設置方法の1つは、地上から操作棒を使うやり方です。この方法では、作業開始前（はしご昇降前）から作業終了時まで、作業者の地上への墜落阻止が期待できます。

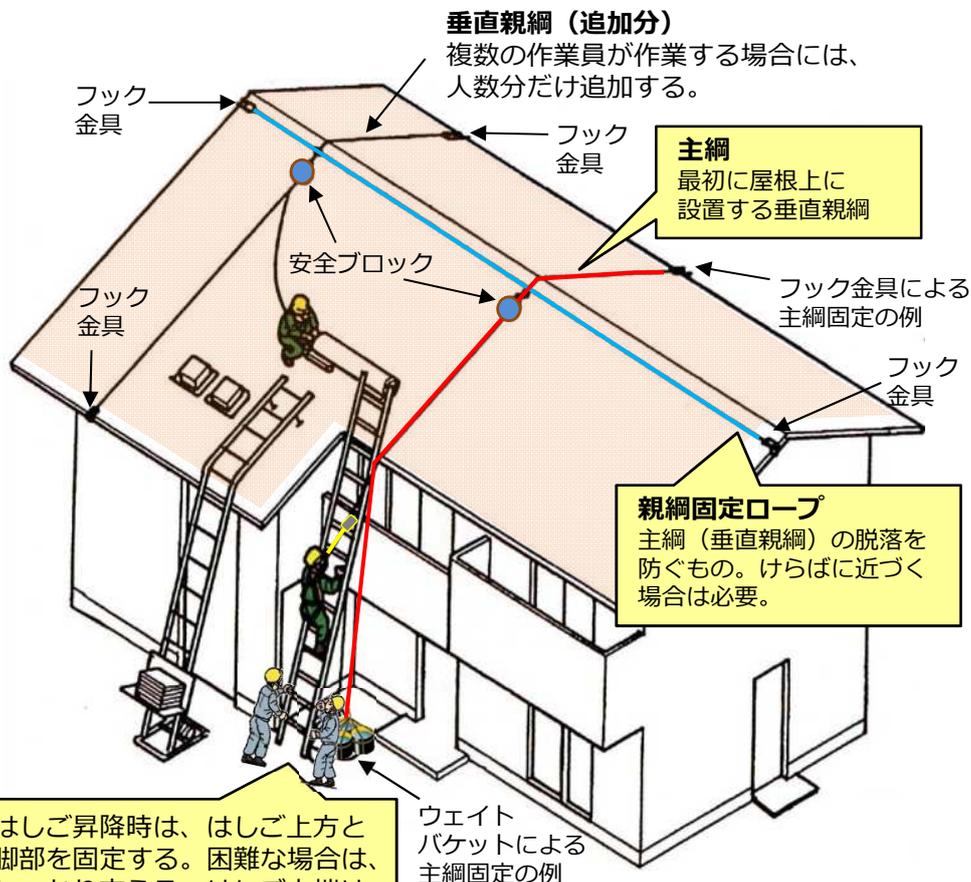
- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

### 【作業手順】

- ① 操作棒を使って、ガイドボール付きのパイロットラインを屋根上に通す。次に、強固な構造物やウェイトバケットなどに一端を固定した主綱をパイロットラインと仮固定する。
- ② パイロットラインと仮固定した主綱を手前側へ引き戻し、屋根上を通した主綱を強固な構造物・樹木などに固定する。
- ③ スライドを主綱に連結し、はしごを昇り屋根上上がり、屋根棟付近で安全ブロックを主綱に連結する。
- ④ 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ取り付ける。そのあとで、スライドをD環から取り外す。



### 【操作棒を使った地上からの主綱設置の例】



はしご昇降時は、はしご上方と脚部を固定する。困難な場合は、しっかり支える。はしご上端は60cm以上出し、脚部は平らで、めりこみのおそれのない状態にして使用する。

ウェイトバケットによる主綱固定の例

- ④ 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ取り付ける。そのあとで、スライドをD環から取り外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



### <主綱固定器具の例>



※ウェイトバケットの重量は、この親綱を利用する作業員の体重程度以上を目安とする。

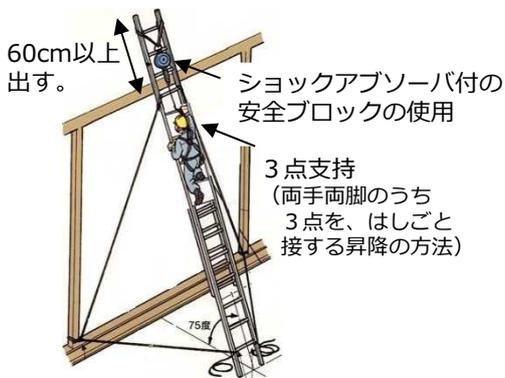
## 垂直親綱（主綱）の設置方法 ② 移動はしごを使った主綱の設置のしかた

主綱を設置する2つめの方法は、はしご上方と脚部の2点（左右を含めると合計4点）を堅固な構造物にロープで連結し、はしご上端にショックアブソーバ付き安全ブロックを取り付けた墜落防護機構を使うやり方です。

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

### [作業手順]

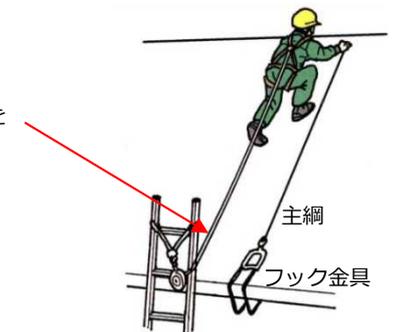
- 1 地上で、はしご上方固定用のロープと安全ブロックを取り付ける。次に、はしご上方と脚部をそれぞれ堅固な構造物に固定する。
- 2 はしごを使って軒先に上がり、軒先の側面に主綱を付けたフック金具を取り付ける。
- 3 安全ブロックのストラップをはしご支柱の外側を通して、すみやかに棟を超える。



- ※はしごの固定は、はしごの中心から左右に1間以上の間隔を確保する。
- ※はしご上方は、その真下または建物側に引き寄せて固定する。



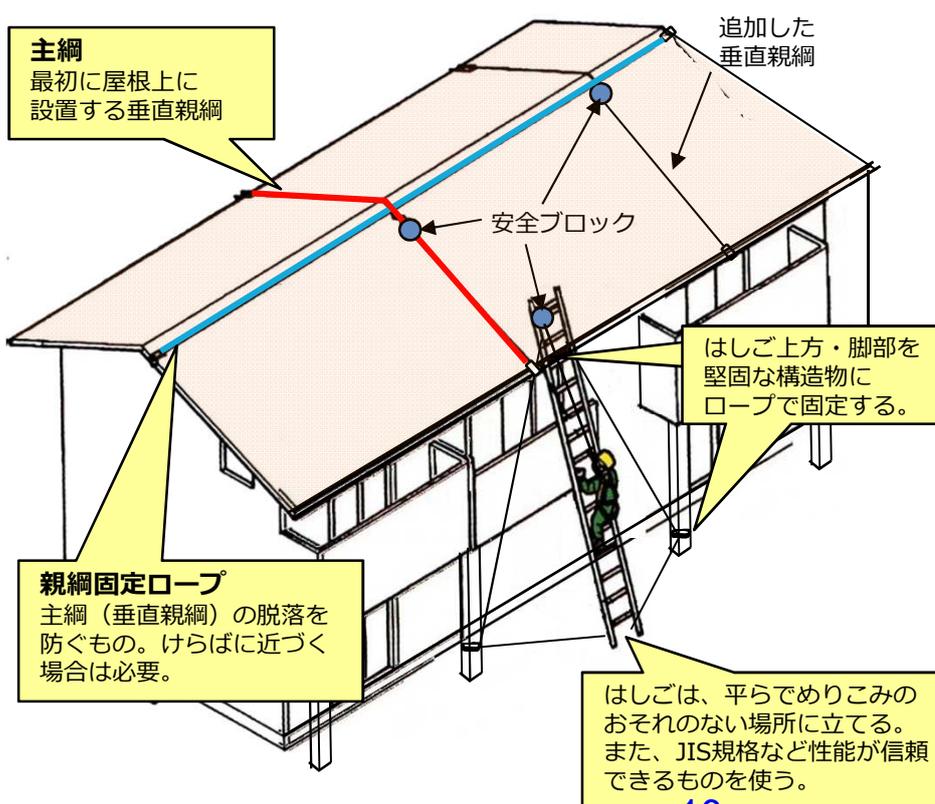
※はしごを中心として約1m程度の範囲内で作業を行う。



※はしごの踏み機は墜落阻止するための強度が不十分な場合があるので、落下時の荷重が踏み機ではなく、支柱に伝わるようにする。



### [移動はしごを使った主綱設置の例]



- 4 棟を超えたら、安全ブロックを主綱に取り付け、ストラップをD環に連結する。そのあとに、これまで使用していたストラップ（移動はしごに付けていたもの）を外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



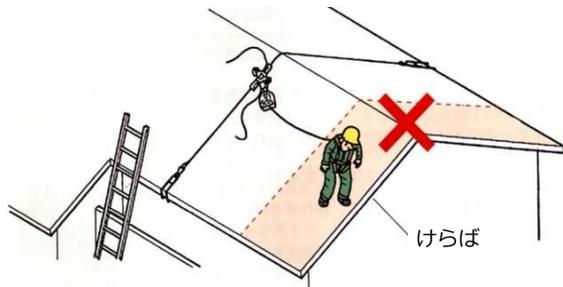
- 5 もう一方の軒先へフック金具を取り付け、たるみのないように主綱を引き、固定する。



## 屋根上での安全な作業方法

屋根上で作業を行う際は、次の点に注意してください。

けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱の水平移動を拘束する補強が必要です。

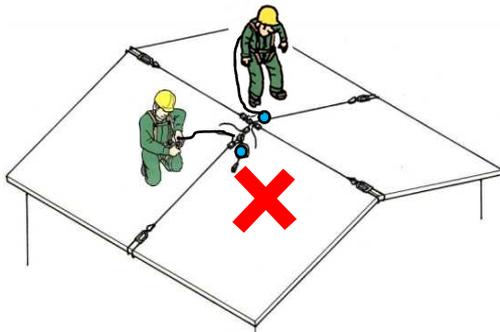


けらばには近づかない

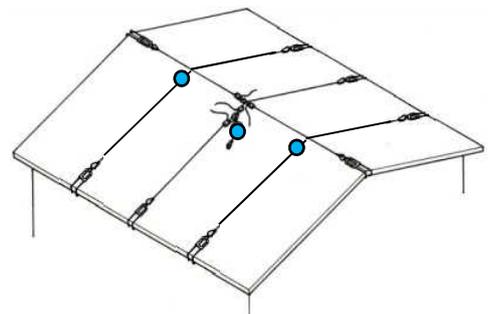


けらばに近づく場合は、親綱固定ロープによる補強を行う

複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。



1本の主綱（垂直親綱）に複数の安全ブロックを取り付けて使用しない

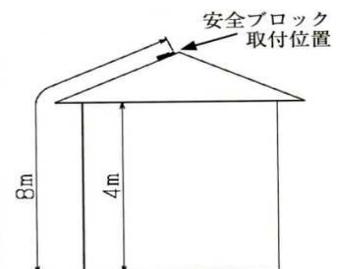


作業者数に応じて、垂直親綱の増設を行う

軒先の高さが低い建物や安全ブロックの取付位置から地上までの距離が短い場合などは、ストラップの短い安全ブロックを使用するか、安全ブロックを取り付ける位置をよく検討する必要があります。

例えば、ストラップの長さが5.7mの通常的安全ブロックの場合、軒先の高さが4m以下の建物や安全ブロックの取付位置から地上までの延べ長さが8m以下の建物では、墜落防止時に地上に衝突する危険性があります。

このような場合は、小型の安全ブロック（ストラップ長3.5m）を使用するか、または安全ブロックを取り付ける位置を十分に検討するようにしてください。



詳細は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/140526-1.html>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット一覧 > - 足場の設置が困難な屋根上作業 - 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

労働者、  
雇用主の  
皆さまへ

# はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント  
1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント  
2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント  
3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

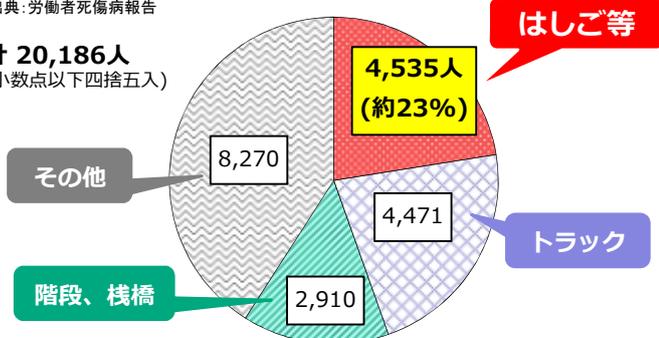
## 統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

### ① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

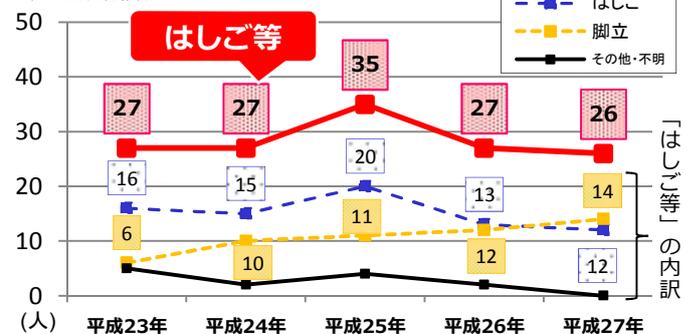
【墜落・転落による休業4日以上（約1週間）以上の被災労働者数】  
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人  
（小数点以下四捨五入）



### ② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】  
出典：死亡災害報告

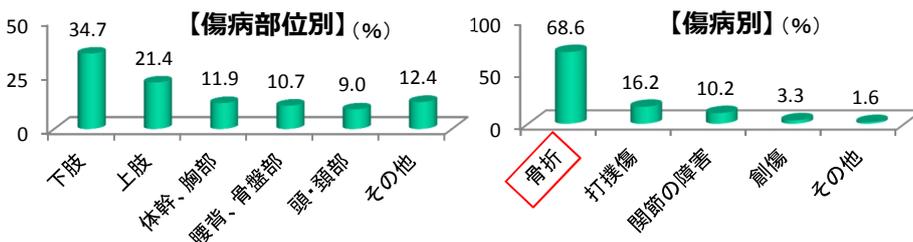


## 参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

### 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上（約1週間）以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



### グラフからわかること

【傷病部位別】  
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】  
**骨折が全体の約3分の2**を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

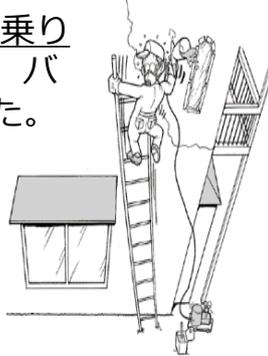
# ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

## はしご

### No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

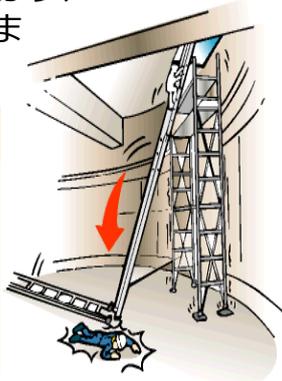


#### ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

### No. 2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



#### ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。  
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

### No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。  
(耐滑性の低い靴を使用)



#### ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。  
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

## 脚立

### No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

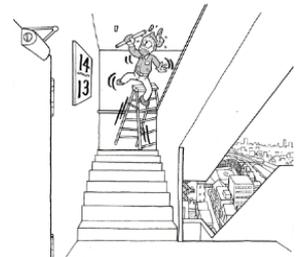


#### ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

### No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



#### ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。  
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。  
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

### No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



#### ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

## ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、  
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

### 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



ヨシ!

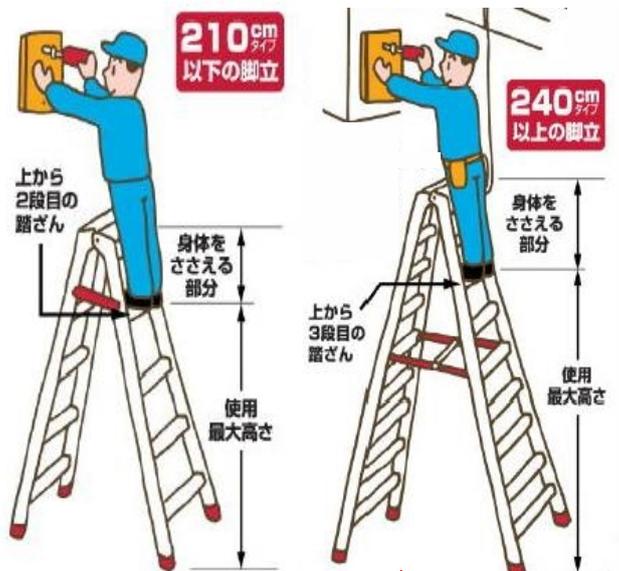
しっかり固定!

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

### 脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう!

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

#### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

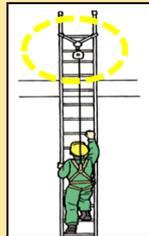
#### 脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

### こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

（安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具））

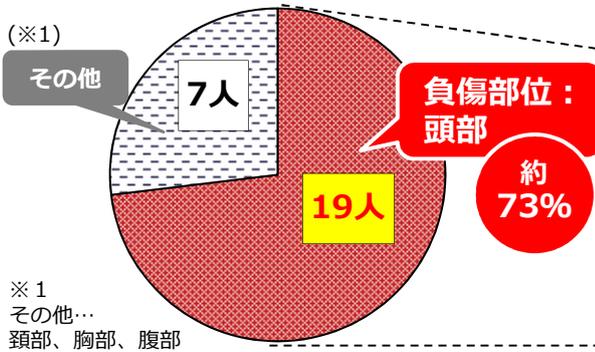


# ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

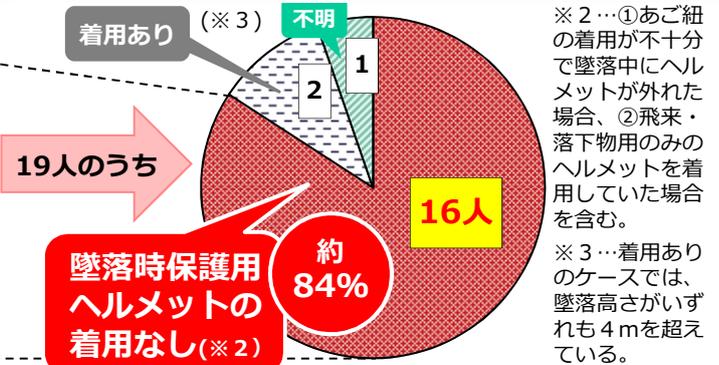
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

## ① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



## ② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



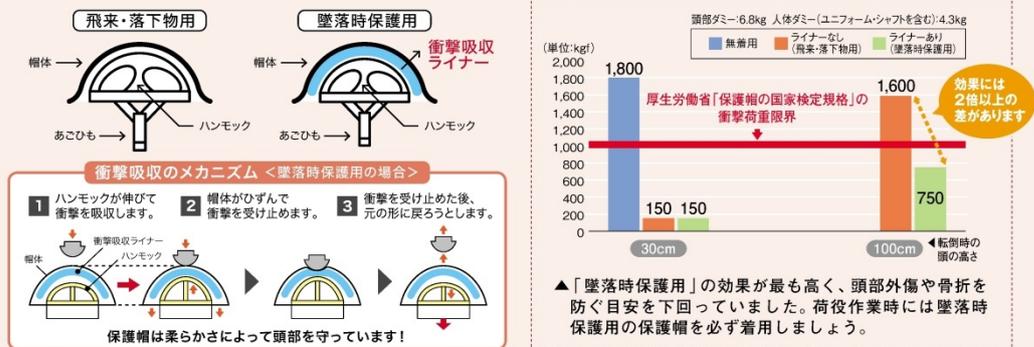
## ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

## 保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。  
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

## ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！  
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時 5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

1 要チェック！  
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考  
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが脱落しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本的な計画(平成29年6月・閣議決定)

## はじめに 現状と課題

- 建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- 建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 基本的な方針

- 適正な請負代金の額、工期等の設定
- 設計、施工等の各段階における措置
- 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  - 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
    - 安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
  - 安全及び健康に配慮した工期の設定
    - 休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
    - 施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
- 責任体制の明確化
- 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  - 建設業者間の連携の促進
    - 一人親方等の安全及び健康の確保
      - 一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
      - 一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
    - 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
      - 一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
  - 建設工事の現場の安全性の点検等
    - 建設業者等による自主的な取組の促進
      - i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
  - 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発
    - 安全衛生教育の促進
    - 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

## 第3 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
  - 社会保険等の加入の徹底
    - 法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
  - 建設キャリアアップシステムの活用推進
  - 「働き方改革」の推進
    - 適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。
- 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
  - 労働安全衛生法令の遵守徹底等
    - 労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
    - 労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
  - 墜落・転落災害防止対策の充実強化
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
- 基本計画の推進体制
  - 関係者における連携、協力体制の強化
  - 調査・研究の充実
- 施策の推進状況の点検と計画の見直し
  - 策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

# 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)



## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

#### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

#### (2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期での請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

#### (3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

#### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事实施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
  - 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
  - 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダッキング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

#### (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

#### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

## 4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

# リスクアセスメントを はじめよう



東京労働局 東京労働局労働基準部  
(東京労働局ホームページ http://www.roudoukyoku.go.jp/)

# 中小規模事業場の 安全衛生管理の進め方

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり



整理 整頓  
2014年10月 2015年10月



労働安全衛  
 進し、職場に  
 目的としてい  
 (1)責任体制

的に対策を推  
 進することを

東京労働局 東京労働局 労働基準部



## 職場のあんぜんサイト

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。  
 働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント  
 実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

免許・技能講習

ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム

### リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、  
 サービス業、運輸業(30種類)の作業・業種別に  
 リスクアセスメントの実施を支援します。

初めの方へ  
 使用する際の  
 留意事項

製造業、サービス業、運輸業

建設業

<p>キュービクル 設置作業</p>	<p>基礎工事 (ケーシング引き 抜き作業)</p>	<p>基礎梁・ 耐力盤配筋作業</p>	<p>フラットデッキ作業</p>
<p>屋外照明器具 (ポール式)取付け作 業(※新作業車に係 る作業を含む)</p>	<p>基礎工事 (補助クレーン作業)</p>	<p>上部階の壁・柱 配筋作業</p>	<p>軽量支保梁 組立作業</p>
<p>移動式クレーンに よる玉掛け作業</p>	<p>アースドリル機の 組立・解体作業</p>	<p>柱・内壁 型枠組立作業</p>	<p>枠組み足場の 組立解体作業</p>
<p>基礎工事 (ケーシング建て 込み・掘削作業)</p>	<p>ドラク・ショベル による地山の掘削及 びダンプトラックに よる積込み搬出作業</p>	<p>汎用版 マトリクスを 用いた方法 全汎用版 15種類以外の作業用 に汎用フォームのシー トを準備しました。</p>	<p>解説</p>

支援システムの操作(使用)方法  
 (建設業・製造業等)

マトリクスを用いた方法  
 (詳細説明)

マトリクスを用いた方法  
 (すべての作業・業種)  
 「負傷又は疾病の発生頻度」と「負傷又  
 は疾病の発生可能性」をそれぞれ機  
 軸と縦軸とした表(マトリクス)に、あ  
 らかじめ発生頻度と可能性の度合いに  
 応じたリスクの程度を割り付けておき、見  
 積り対象となる負傷又は疾病の発生  
 頻度に該当する列を選び、次に発生  
 の可能性に該当する行を選ぶことによ  
 りリスクを見積る方法です。

数値化による方法(詳細説明)

数値化による方法  
 (ビルボルトナット業・鋳造製造業)  
 ここでは、「負傷又は疾病の発生頻度」  
 「負傷又は疾病の発生可能性」  
 「発生する頻度」を一定の尺度によ  
 りそれぞれ数値化し、それらを数値積  
 (足し算)してリスクを見積る方法を  
 示します。

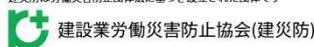
安全衛生キーワード(安全衛生情報センター)  
 「リスクアセスメント」



Internet Explorer8以降で動作確認しています。  
 お持ちでない方はこちら(外部サイト)から無料でダウンロードできます。

# 建設業における労働安全衛生マネジメントシステム ～改訂 COHSMSガイドライン～

建災防は労働災害防止団体法に基づき設立された団体です



小 中 大

お問合せ・アクセス 協会情報 English

トップページ

技能講習・各種教育のご案内

図書・用品のご案内

安全管理・技術支援

広報活動

## 改訂 COHSMSガイドライン 目次(平成30年4月から有効)

現在位置 [トップページ](#) [安全管理・技術支援](#) [コスモスについて](#) [建設業労働安全衛生マネジメントシステム\(コスモス\(COHSMS\)\)の概要](#) [改訂 COHSMSガイドライン 目次\(平成30年4月から有効\)](#)

### 1.目的

このガイドラインは、建設業を行う事業者が、労働者の協力の下に、店社と作業所が一体となって、「計画-実施-評価-改善」という一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、建設事業場における労働災害の防止を図るとともに、建設工事従事者及び店社の労働者の心身の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって建設事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とする。

### 2.趣旨

このガイドラインは、建設事業場の安全衛生管理に関する仕組みを確立するための基本的事項を定めたものであり、労働安全衛生法の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は心身の健康障害を防止するため建設業を行う事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

### 3.定義

このガイドラインに用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

#### 3.1 建設業労働安全衛生マネジメントシステム

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（以下「システム」という。）とは、建設事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、施工管理等の建設事業の実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

- 1) 安全衛生に関する方針（以下「安全衛生方針」又は「工事安全衛生方針」という。）の表明
- 2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 3) 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組
- 4) 安全衛生に関する目標（以下「安全衛生目標」又は「工事安全衛生目標」という。）の設定
- 5) 安全衛生に関する計画（以下「安全衛生計画」又は「工事安全衛生計画」という。）の作成、実施、評価及び改善

#### 3.2 建設事業場

建設事業場とは、建設業の仕事の請負契約を締結している店社とその店社において締結した請負契約に係る仕事を行う作業所を統合した組織をいう。

#### 3.3 建設事業者

建設事業者とは、建設事業場で建設業の仕事を行う者をいう。

#### 3.4 店社

店社とは、作業所の指導、支援及び管理業務を行う本社、支店等の組織をいう。

#### 3.5 作業所

作業所とは、工事の施工を行う組織をいう。

#### 3.6 建設工事従事者

建設工事従事者とは建設工事に従事する者をいい、建設工事の現場に関係する労働者及び関係請負人とその労働者の他、一人親方、自営業主、



TOP

詳しくは  
建設業労働災害防止協会  
のホームページで確認できます



# 建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」が定められました。

東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生割合の低い建設業店社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高いことがわかっています。

現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

## 教育カリキュラム及び対象者

### 教育カリキュラム

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

### 対象者

- ・ 職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年経過後
- ・ 機械設備等に大幅な変更があったとき

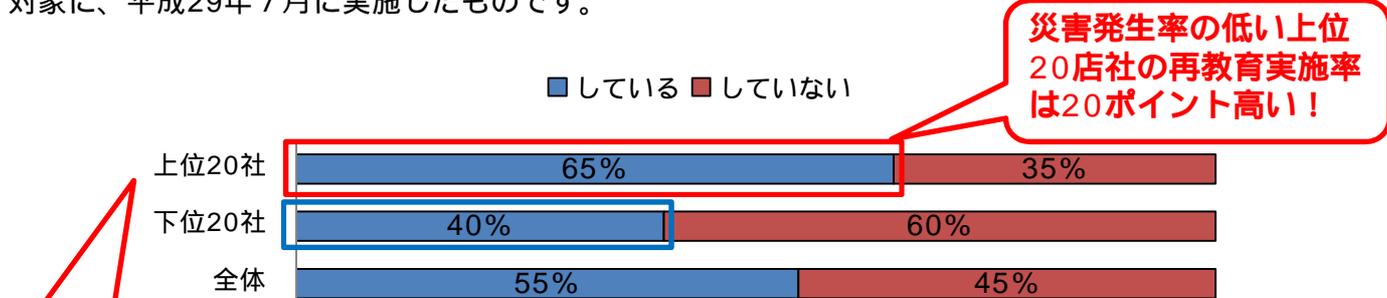
### 講習時間

5 時間 4 0 分

平成29年2月20日付け  
基発第0220第4号

## 建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果（抄）

アンケートは、第12次東京労働局労働災害防止計画の建設業の取組事項についての進捗状況、建設業店社における安全衛生活動の実施状況について、東京都内に店社等を置く建設業100社を対象に、平成29年7月に実施したものです。



第12次防計画期間中の店社ごとの度数率の低い20社（上位）と高い20社（下位）を比較したもの

職長等に対する定期的な再教育の実施状況



東京労働局  
労働基準監督署

# 現場特有のリスクに応じた実効性のある 「新規入場者教育」を実施しましょう

建設業における労働災害が急増しています。

平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。

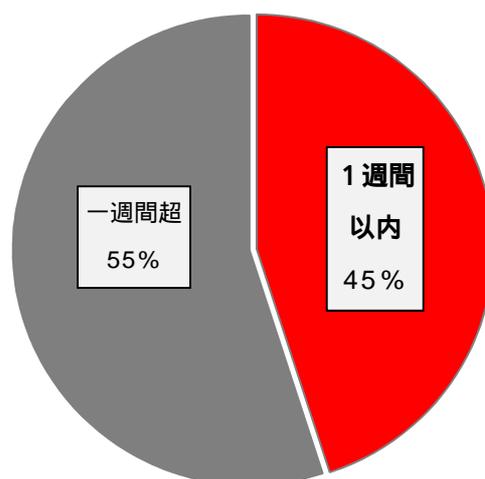
現場特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

## 労働災害の発生状況

建設業における月別死亡災害発生状況



現場入場経過日数別・死亡災害発生状況



建設業における月死傷災害発生状況 (休業4日以上)



## 新規入場者教育の具体的な教育項目の例

- ・ 工事概要及び作業方針
- ・ 現場ルールについて
  - 「危険予知活動」
  - 「ヒヤリハット運動」
  - 「一声かけあい運動」など
- ・ 現場特有のリスクについて
  - 「高所作業箇所」
  - 「進入禁止箇所」 など
- ・ 基本的な安全意識について
  - 「近道・省略行動」の禁止
  - 「危険感受性の向上」 など

教育項目は一例です。  
現場ごとに教育内容を工夫して実施して下さい！

# 安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－ 労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂 －

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

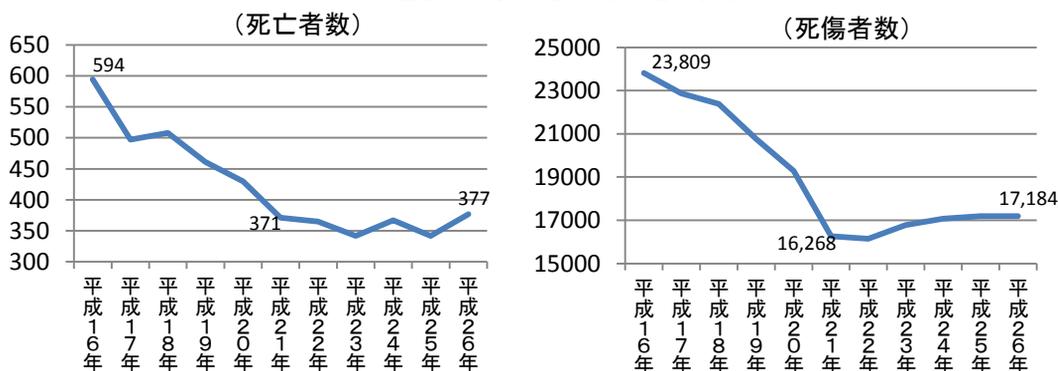
こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

## 建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



## 適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%  
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く 69% なのに対し、「安全衛生経費の積算」は 8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

# 1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

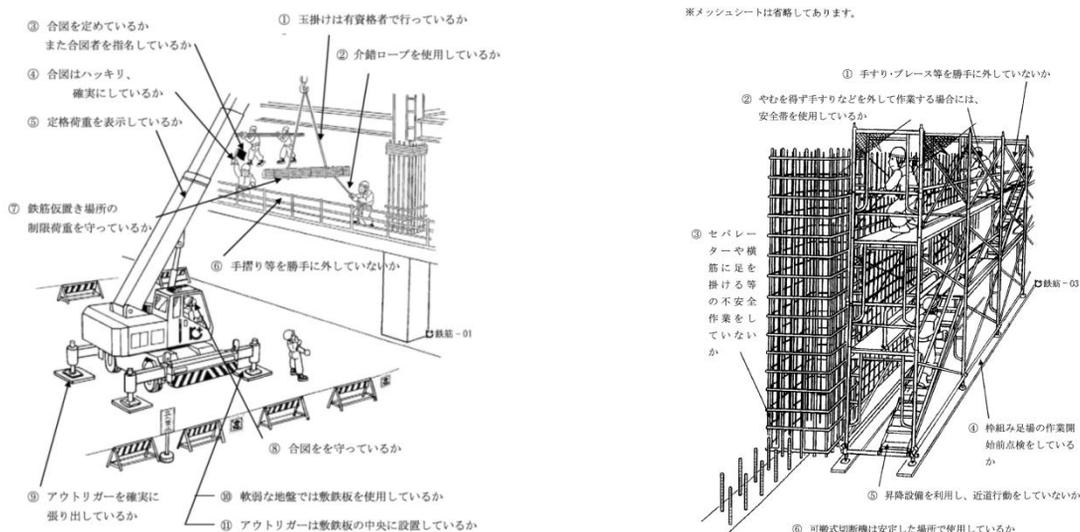
## 2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

#### 鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



#### 実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	○
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(駆体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

## (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。**

## (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された**労働災害防止対策に要する経費**が明示された見積書を尊重しつつ、**建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。**

## (4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**するとともに、下請負人が負担しなければならない**労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。**

### 内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○		○	○円/足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、**可能な限り、その根拠を明確にすべき**です。

(1)～(4)の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。  
以下のような**不適切な対応があった場合に、建設業法に違反**または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第19条に違反

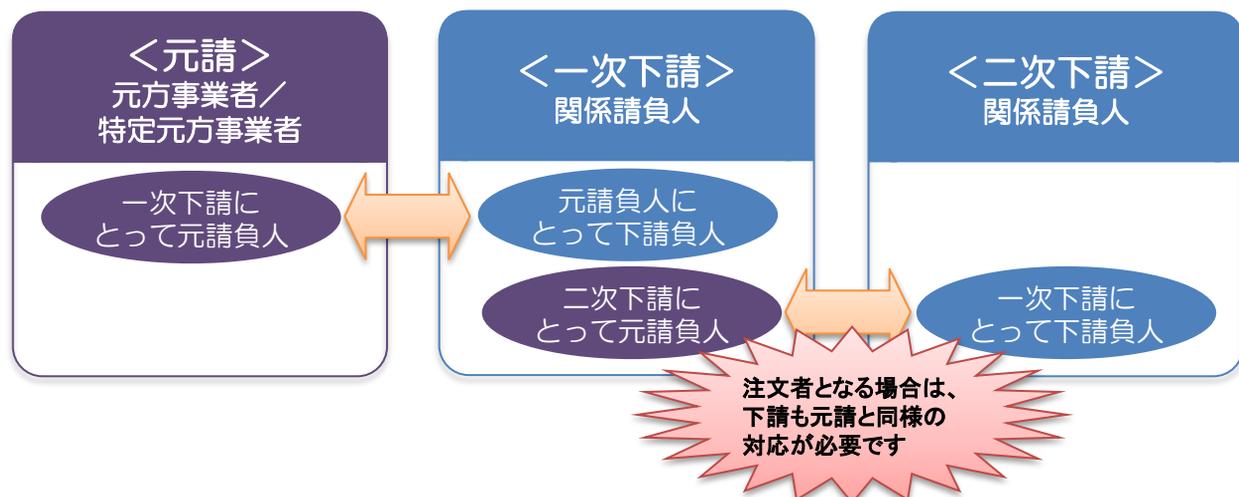
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「**通常必要と認められる原価**」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

### 3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、**建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要**です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



#### 労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

#### ◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

- 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)
- 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）  
[http://www.jaish.gr.jp/anzen\\_pgm/HOU\\_DET1.aspx](http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx)
- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書の掲載先（建設業労働災害防止協会）  
[http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku\\_kensetukouzi.pdf](http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf)

# 建設工事にかかる各種 災害防止対策等ガイドライン等について

建設業における総合的労働災害防止対策の推進について



## ○ ずい道工事関係

□ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の策定について  
(平成28年12月26日基安安発1226第1号、平成30年1月18日基発0118第1号により改正)



□ 「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定について (平成29年3月21日基発0321第4号)



□ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成12年12月26日基発第768号の2)



## ○ 掘削工事関係

□ 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について  
(平成27年6月29日基安安発0629第1号)



□ 斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について (平成27年6月29日基安安発0629第4号)



□ 土止め先行工法に関するガイドラインの策定について  
(平成15年12月17日基発第1217001号)



## ○ 橋梁工事関係

□ 橋梁建設工事における労働災害防止対策の徹底について (平成4年2月26日基発第71号)



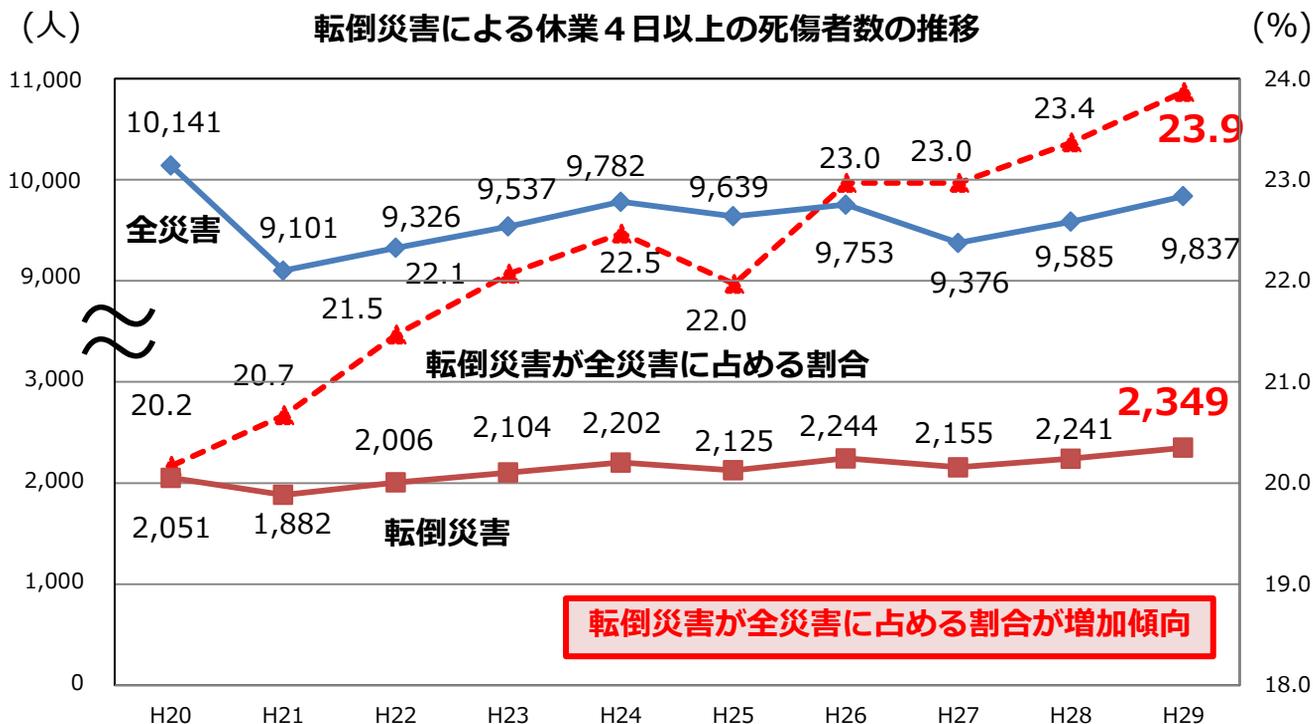
# 職場における転倒災害を防ぎましょう！

## ～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

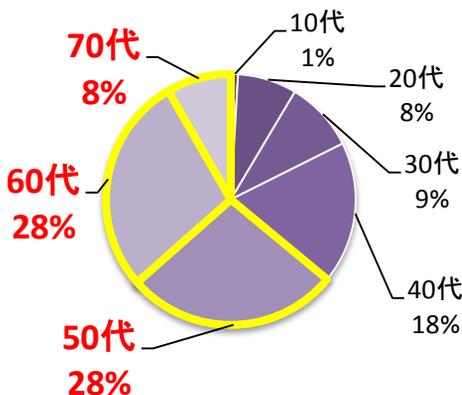
- 転倒災害は、労働災害全体の約4分の1を占めており、被災者の約6割は50歳以上の高齢者です。
- 転倒災害による休業期間は約6割が1ヶ月以上となっており、第三次産業全体では転倒災害が3割を超え、ビルメンテナンス業では4割を超えています。
- 職場における転倒災害を撲滅するため、裏面のチェックリストを活用した点検を行い、「危険標識や危険マップを活用した転倒リスクの見える化」、「転倒予防教育」、「体操・運動」等により、高齢者対策を含めた職場環境の改善を図りましょう。

### 都内の転倒災害発生状況

転倒災害による休業4日以上死傷者数の推移

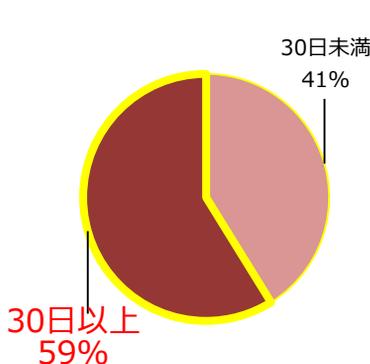


年齢別の転倒災害発生状況 (平成29年、休業4日以上)



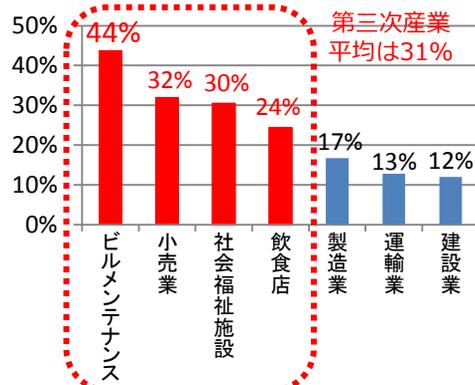
50歳以上が約6割

休業日数別の転倒災害発生状況 (平成29年、休業4日以上)



休業1か月以上が約6割

業種別の転倒災害発生状況 (平成29年、休業4日以上)



第三次産業全体では3割以上



東京労働局  
労働基準監督署

2月・6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

## (1) 重点取組期間に実施する事項

- ① 2月の実施事項
  - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
  - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- ② 6月の実施事項
  - 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施状況の確認

## (2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4s (整理、整頓、清掃、清潔) の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

## (3) 冬期における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

**あなたの職場は大丈夫？**  
転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

## 自主点検結果を踏まえた転倒災害の防止対策について

転倒災害発生事業場に対する自主点検の結果、多くの企業において、「危険標識や危険マップを活用した転倒リスクの見える化」、「転倒予防教育」、「体操・運動」が未実施でした。

これらは、加齢により身体機能の低下した高齢者の転倒防止策としても有効な手法です。

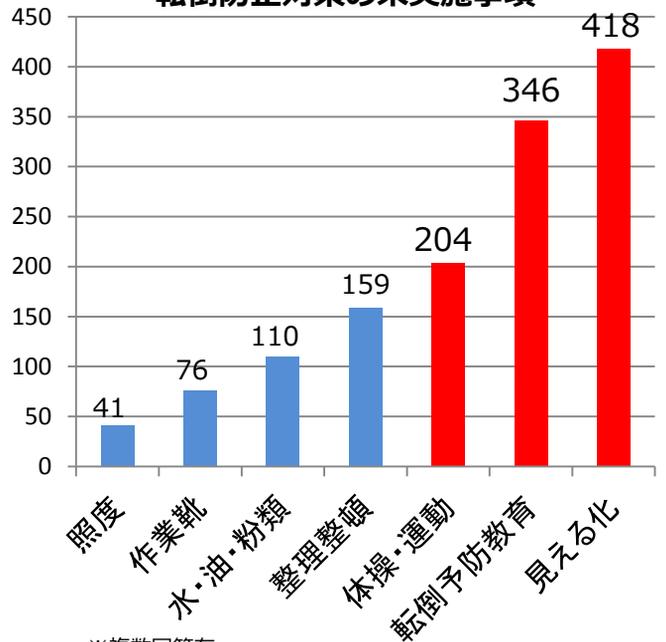
転倒防止のためのチェックシートの結果や労働者の年齢分布を踏まえ、どのような対策が有効か安全委員会等で話し合っ、各職場に応じた転倒防止対策を講じましょう。

※ 「転倒災害防止のためのチェックシート」や、より具体的な転倒災害防止対策については、STOP! 転倒災害プロジェクト特設ページで入手可能です。

※ 高齢労働者の労働災害防止対策については、「高齢労働者の安全と健康」パンフレットをご参照ください(掲載先アドレスは下記、右はQRコード)。

☞ [jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0146/6394/konenrei.pdf](http://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0146/6394/konenrei.pdf)

転倒災害発生事業場における  
転倒防止対策の未実施事項\*



※複数回答有 (資料出所: 転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書)



## 建設業における交通労働災害防止のための留意事項

### 1 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成6年2月18日付け基発第83号)

(改正 平成20年4月3日付け基発第0403001号)

### 2 交通労働災害防止のためのガイドラインに係る留意事項について

(平成20年4月3日付け基安安発第0403001号)

上記通達から建設業の元請事業場として配慮可能な事項について（抜粋）

- ① 走行計画の作成及び指示 ⇒ 通勤ルートの確認（距離・時間・休憩）  
※特に長時間運転する計画の場合には休憩時間の設定を行う。  
休憩時間の定めを行った場合に、災害が発生しにくくなるという統計が出ている。  
※早朝時間帯においては、体温が一日のうちで最低となり、反応時間の遅延、眠気の高まり等をもたらすとの調査結果がある。
- ② 交通安全教育の実施 ⇒ 実施状況の確認・元請として援助  
※下請業者が多数入る大規模現場については、運転者の交通安全教育を主眼とした安全教育を計画することも検討してほしい。
- ③ 交通危険予知訓練の実施（継続的に実施することが望ましい）  
⇒ 元請として援助  
※指差呼称を導入することも検討
- ④ 自動車運転以外の業務の軽減等の配慮 ⇒ 作業分担の配慮・確認
- ⑤ 荷主・元請事業者としての配慮 ⇒ 荷の積み下ろし作業設備の配置  
荷台からの墜落転落災害の防止対策・シート掛けの際の対策

毎年行われている全国安全週間においても、業種横断的な労働災害防止対策として、交通労働災害防止について下記5項目を実施要綱に記載しています。

- ① 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ② 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ③ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ④ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑤ 健康診断及び診断結果に基づく保健指導等の措置の実施、長時間労働を行った運転者に対する面接指導等の実施、労働時間の短縮等の就業上の措置の実施

第13次労働災害防止計画推進中



## 建設業労働災害防止対策要綱（建設業労働災害防止協会）

（交通労働災害の防止について抜粋）

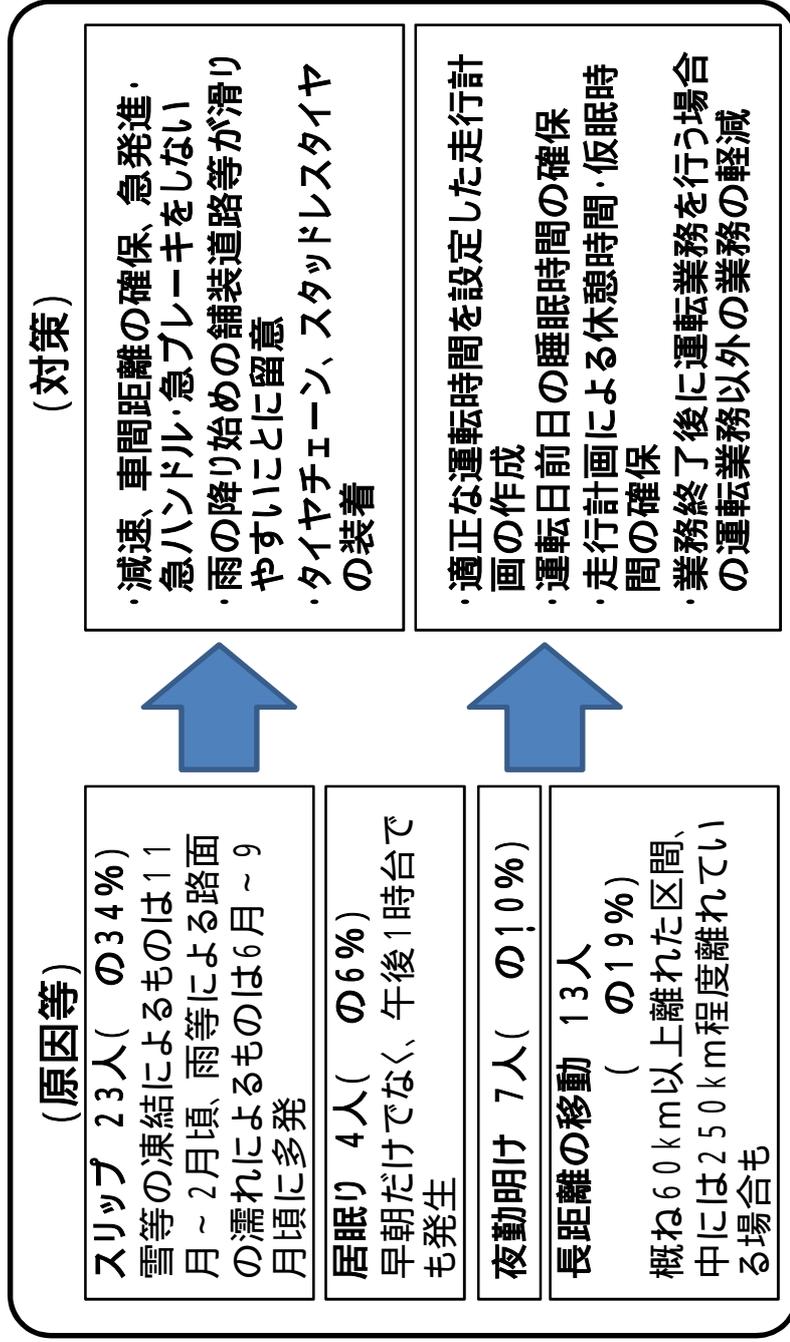
- ①運転者に交通安全教育を行うとともに、過労による交通労働災害を防止するため、長時間継続した運転を行わせないように管理する。  
⇒（元請事業場として情報提供）
- ②見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路肩等の危険箇所では、誘導による安全運転を励行する。 ⇒（現場内の道路状況の確認）
- ③降雨等によるスリップ事故を防止するための措置を講ずる。
- ④作業者の送迎等のため、マイクロバス、ワゴン車等を使用するときは、安全な運行経路を選定し、資格者のうち特に運転技能のすぐれた者に運転を行わせ、また、作業者に運転業務を行わせるときは、休養等について配慮する。  
⇒（作業強度の管理・休憩の設定）
- ⑤工事現場内での工事車両（車両系建設機械を除く）を運行する場合には、運行経路および誘導者を定めて行わせる。 ⇒（誘導者の配置）
- ⑥自動車の点検を（走行前、途中、走行後）実施する。特にタイヤの磨耗等に注意する。 ⇒（車両の状況確認）
- ⑦最大積載量を超えて積載させない。 ⇒（現場内での状況確認）
- ⑧運転者の定期健康診断の実施状況および運転前の健康状態を把握する。  
⇒（状況確認）
- ⑨シートベルト着用を励行させる。 ⇒（状況確認）
- ⑩運転中における携帯電話の使用を禁止させる。 ⇒（教育）
- ⑪道路工事等における進入車両等による危険防止（もらい事故防止）の徹底に努める。 ⇒（現場における人員・設備の配置計画の確認）
- ⑫道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設定する。⇒（同上）
- ⑬厚生労働省が示した「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。⇒（内容確認・周知）



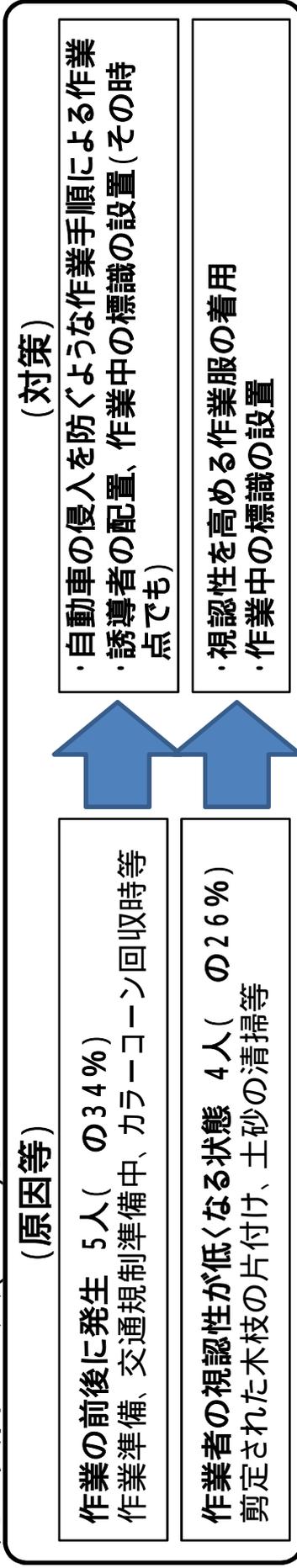
# 建設業における交通事故による死亡災害の分析結果(平成24～26年)

(別紙2)

## 【現場と事務所間の往復における死亡災害 67人(63%)】



## 【道路における工事中の死亡災害 15人(14%)】



\* (原因等)の人数は、1人を重複して計数している場合あり

# 外国人労働者の労働災害防止にかかるテキスト



東京労働局のホームページからダウンロードできます ⇒



## 安全に働くための基本

建設業  
英語、ポルトガル語版

- Anzen ni hataraku tame no kihon
- Basics for safety at work
- Medidas básicas para a segurança no trabalho



東京労働局

- 服装の乱れはけがのもと。ボタンをかけて、袖口を締めよ。
- Fukusō no midare wa kega no moto. Botan o kakete, sodeguchi o shimeyo.
- Loose clothes can cause an injury; fasten every button and cuff.
- Roupa vestida com desleixo é causa de acidente. Abotoe completamente a roupa; feche bem os punhos das mangas.



- 物から身を守れ。決められた保護具を善用せよ。
- 'butsu kara mi o mamore. Kimerareta hogogu o...
- from danger and hazardous substance; put on protective equipment as instructed.
- substâncias nocivas e perigosas. Utilize proteção especificados.



- 墜落・転落はおおげに直結。足元を確認、手すりを握て。
- Tsuiraku. Tenraku wa ōkega ni chokketsu. Kaidan dewa ashimoto o kakunin. Tesuri o mote.
- Fall can lead to a serious injury; watch your step and hold the handrails on the stairs.
- Quedas podem causar ferimentos graves. Caminhe com cuidado e segure-se no corrimão ao subir ou descer escadas.

2



- 床の段差、残材、水こぼれに注意。前方、足元
- Yuka no dansa, zanzai, mizukobore ni chokketsu. Kakunin shinagara hokō seyo.
- Beware of the floor with unevenness, spilled water; watch your forward and feet.
- Cuidado com diferença de níveis de água derramada no chão. Evite colidir observando objetos à sua frente.

## 職場内の危険への対処の基本

建設業  
英語、ポルトガル語版

- Shokubanai no kiken eno taisho no kihon
- Basic against hazards at work
- Medidas para Prevenção de acidentes no trabalho



東京労働局

# STOP! 熱中症

平成30年5月～9月

## クールワークキャンペーン

### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

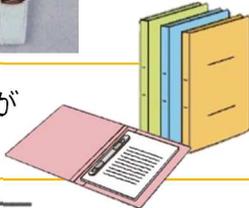
職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう!

実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。  
確実に実施したかを確認し、にチェックを入れましょう!

### 準備期間（4月1日～4月30日）

<b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
<b>作業計画の策定等</b>	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
<b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<b>服装等の検討</b>	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。 
<b>教育研修の実施</b>	熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。40℃以上 無風 注意 
<b>熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立</b>	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。 
<b>緊急事態の措置の確認</b>	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

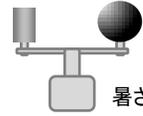
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

## STEP 1

### ☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

## STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装等		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>日常の健康管理等</b>	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

## STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

### ☐ **異常時の措置**

少しでも異常を感じたら **ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めるときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましよう。**



# 石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省



	レベル1 (発じん・性著しく高い)	レベル2 (発じん・性高い)	レベル3 (発じん・性が比較的低い)
事前調査の実施、揭示、結果保管(40年保管)	○	○	○
事前調査の実施	○	○	○
作業計画の作成、周知	○	○	○
事前措置の実施	○	○	○
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出)	○	○	○
「特定粉じん排出等作業届出書」 (14日前までに都道府県知事あて提出)	○	○	○
「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長あて提出)	○	○	○
事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事あて提出)	○	○	○
特別教育の実施 (対象：解体等作業従事者全員)	○	○	○
石綿作業主任者の選任	○	○	○
健康診断の実施、記録保管(40年保管)	○	○	○
呼吸用保護具	○	○	○
保護衣・作業衣	○	○	○



スレート・石棉含有岩綿吸着板・Pタイル  
ケイカル板1種・サイジング・石綿セメント板

耐火被覆板(ケイカル板2種)  
断熱材(煙突、屋根折板)、保温材

（但し、対象はコンクリート等の特定建設資材(※3)に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査）

（但し、対象は付着物の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置）

（耐火/準耐火建築物の除去作業）

（除去/封じ込め/囲い込み作業）

（除去/封じ込め/囲い込み作業）

（除去/封じ込め/囲い込み作業）

（特定建設資材への付着物の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載）

作業員の健康を守るために

呼吸用保護具

エアラインマスク  
電動ファン付きマスク  
全面形防じんマスク  
(フィルタ区分3)

全面形・半面形マスク  
(フィルタ区分3)

半面形マスク  
(フィルタ区分3又は2)

保護衣(使い捨て)

保護衣

保護衣/作業衣

（※3）建設リサイクル法第10条

（※4）建設リサイクル法第10条

（※5）建設リサイクル法第10条

（※6）建設リサイクル法第10条

（※7）建設リサイクル法第10条

（※8）建設リサイクル法第10条

（※9）建設リサイクル法第10条

（※10）建設リサイクル法第10条

（※11）建設リサイクル法第10条

（※12）建設リサイクル法第10条

（※13）建設リサイクル法第10条

（※14）建設リサイクル法第10条

（※15）建設リサイクル法第10条

（※16）建設リサイクル法第10条

（※17）建設リサイクル法第10条

（※18）建設リサイクル法第10条

（※19）建設リサイクル法第10条

（※20）建設リサイクル法第10条

（※21）建設リサイクル法第10条

（※22）建設リサイクル法第10条

（※23）建設リサイクル法第10条

（※24）建設リサイクル法第10条

（※25）建設リサイクル法第10条

（※26）建設リサイクル法第10条

（※27）建設リサイクル法第10条

（※28）建設リサイクル法第10条

（※29）建設リサイクル法第10条

（※30）建設リサイクル法第10条

（※31）建設リサイクル法第10条

（※32）建設リサイクル法第10条

（※33）建設リサイクル法第10条

（※34）建設リサイクル法第10条

（※35）建設リサイクル法第10条

（※36）建設リサイクル法第10条

（※37）建設リサイクル法第10条

（※38）建設リサイクル法第10条

（※39）建設リサイクル法第10条

（※40）建設リサイクル法第10条

（※41）建設リサイクル法第10条

（※42）建設リサイクル法第10条

（※43）建設リサイクル法第10条

（※44）建設リサイクル法第10条

（※45）建設リサイクル法第10条

（※46）建設リサイクル法第10条

（※47）建設リサイクル法第10条

（※48）建設リサイクル法第10条

（※49）建設リサイクル法第10条

（※50）建設リサイクル法第10条

（※51）建設リサイクル法第10条

（※52）建設リサイクル法第10条

（※53）建設リサイクル法第10条

（※54）建設リサイクル法第10条

（※55）建設リサイクル法第10条

（※56）建設リサイクル法第10条

（※57）建設リサイクル法第10条

（※58）建設リサイクル法第10条

（※59）建設リサイクル法第10条

（※60）建設リサイクル法第10条

（※61）建設リサイクル法第10条

（※62）建設リサイクル法第10条

（※63）建設リサイクル法第10条

（※64）建設リサイクル法第10条

（※65）建設リサイクル法第10条

（※66）建設リサイクル法第10条

（※67）建設リサイクル法第10条

（※68）建設リサイクル法第10条

（※69）建設リサイクル法第10条

（※70）建設リサイクル法第10条

（※71）建設リサイクル法第10条

（※72）建設リサイクル法第10条

（※73）建設リサイクル法第10条

（※74）建設リサイクル法第10条

（※75）建設リサイクル法第10条

（※76）建設リサイクル法第10条

（※77）建設リサイクル法第10条

（※78）建設リサイクル法第10条

（※79）建設リサイクル法第10条

（※80）建設リサイクル法第10条

（※81）建設リサイクル法第10条

（※82）建設リサイクル法第10条

（※83）建設リサイクル法第10条

（※84）建設リサイクル法第10条

（※85）建設リサイクル法第10条

（※86）建設リサイクル法第10条

（※87）建設リサイクル法第10条

（※88）建設リサイクル法第10条

（※89）建設リサイクル法第10条

（※90）建設リサイクル法第10条

（※91）建設リサイクル法第10条

（※92）建設リサイクル法第10条

（※93）建設リサイクル法第10条

（※94）建設リサイクル法第10条

（※95）建設リサイクル法第10条

（※96）建設リサイクル法第10条

（※97）建設リサイクル法第10条

（※98）建設リサイクル法第10条

（※99）建設リサイクル法第10条

（※100）建設リサイクル法第10条

「解体等作業に関するお知らせ」の掲示  
(周辺住民から見やすい位置)

立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示  
 <大防則第16条の4、基安発第0802001号通知(平成17年)>  
 休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置  
 <石綿則第15条、第33条、第34条>  
 作業方法  
 <石綿則第28条、第31条>



石綿含有建材の湿潤化

<石綿則第6条、大防則第16条の4>

作業場の清掃(毎日)

<石綿則第13条>  
 <石綿則第30条>

分別解体の実施

<建設リサイクル法第9条>

廃棄物の種類

<廃棄物処理法第1条の2>  
 <廃棄物処理法第2条、規則第7条の2の3>

廃棄物の処理方法

<廃棄物処理法第12条の2、第12条の3>



委託契約書の締結  
 マニフェストの交付  
**破砕の禁止**

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

<廃棄物処理法第12条の2>

事前通知、帳簿の備付

作業環境測定、記録の保管(40年保管)

<石綿則第36条>

作業の記録、保管(40年保管)

<石綿則第35条>

帳簿の備付け・記載・保存(5年保存)

<建設リサイクル法第34条>

記録等

※1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項

※2 安衛法:労働安全衛生法、石綿則:石綿障害予防規則、大防法(則):大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(令、則):廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則)、建設リサイクル法:建設工事に係る資材

の再資源化等に関する法律

※3 ①コンクリート、②コンクリート及び鉄骨から成る建設資材、③木材、④アスファルト、コンクリート

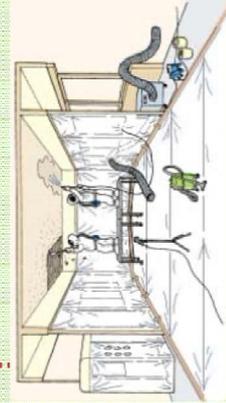
※4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所等が吹き付けられた建築物の解体等を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項

※5 特定建設資材が廃棄物となったもの ※6 建設リサイクル法の対象となる、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上(①建築物解体:床面積合計80㎡以上 ②建築物新築:同500㎡以上

○ ○ ○

「建設資材の廃棄物の発生に関するお知らせ」	
建設資材の廃棄物の発生に関するお知らせ	○
建設資材の廃棄物の発生に関するお知らせ	○
建設資材の廃棄物の発生に関するお知らせ	○

隔離養生



前室の設置  
 HEPAフィルタ付き負圧  
 除じん機/真空掃除機の設置

○ ○ ○  
 (薬液等)<大防則第16条の4>  
 (特に隔離養生撤去前)

手作業



○ ○

資源の有効な利用及び廃棄物の適正処理

(特定建設資材廃棄物(※5)をその種類ごとに分別するため、事前措置を含め当該工事を計画的に施工)  
 「石綿含有産業廃棄物」  
 (がれき類、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、廃プラスチック類、等)  
 他の廃棄物と区別

表示、こん包等飛散防止、他の廃棄物と区別

<廃棄物処理法規則第8条の13、令第6条の5>

溶融処理、無害化処理

埋立処分(管理型又は遮断型最終処分場)

(固型化、薬剤等による安定化、その他の措置を講じた上で、2重こん包)

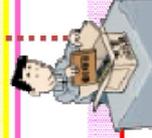
溶融処理、無害化処理  
 埋立処分  
 (一定の場所、覆土)

帳簿の備え付け、記載、保存

○

△

(但し、石綿等の有無に係わらず、対象建設工事(※6)であれば帳簿の作成・保存が必要)



○ ○ ○

# 屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります。

平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外における岩石又は鉱物の裁断等の作業について、新たに以下のとおりの措置が必要になります。

## ○屋外で金属をアーク溶接する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用

○ 休憩設備の設置

※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。

○ じん肺健康診断の実施

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

## ○屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
平成24年3月

## 粉じん障害防止措置の追加について

### ○呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大

#### ① 金属をアーク溶接する作業を行う場合

これまで、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>の使用は、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」において行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>を使用することが必要となります。

#### ② 岩石・鉱物を裁断等する作業を行う場合

これまで、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物※<sup>2</sup>を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>の使用は、「屋内又は坑内に」において行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>を使用することが必要となります。

※<sup>1</sup> 呼吸用保護具（防じんマスク）は、国家検定に合格したものを使用してください。

※<sup>2</sup> 「鉱物」には、鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材（アルミナ、炭化けい素等）、耐火物、重質炭酸カルシウム（石灰石の着色部分を除去し微細粉末としたもの）、化学石こうなどの人工物も含まれます。

### ○粉じん作業の範囲の拡大

これまで、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」における金属をアーク溶接する作業が、粉じん作業として定められておりましたが、「屋外」で行うものにまで粉じん作業の範囲が拡大されます。

これにより、金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん作業場以外の場所に休憩設備を設けることが必要となります。

また、常時アーク溶接を行う事業場のうち、屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても、定期的なじん肺健康診断の実施と、じん肺健康管理実施状況報告※<sup>3</sup>の提出が必要となります。

#### ※<sup>3</sup> じん肺健康管理実施状況報告について

常時粉じん作業に従事する労働者がいる事業場では、毎年2月末までに、その前年のじん肺健康管理実施状況を記した報告書を、所轄の監督署に提出する必要があります。報告に使用する用紙（様式第8号）は、厚生労働省のホームページよりダウンロードしてください。

○厚生労働省HP

ホーム>政策について>分野別の政策一覧について>雇用・労働>労働基準>事業主の方へ>安全衛生関係主要様式>各種健康診断結果報告書

アドレス [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei36/dl/18\\_09.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei36/dl/18_09.pdf)

このリーフレットに関する詳細については、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

## 平成26年7月31日から、**屋外**での 岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も 呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※<sup>1</sup>を使用した岩石※<sup>2</sup>・鉱物※<sup>3</sup>の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内※<sup>4</sup>・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>5</sup>を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

- ※ 1 研磨材を使うものに限る
- ※ 2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの
- ※ 3 地殻中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物（鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石こうなど）
- ※ 4 坑内またはタンク、船舶、管、車両などの内部を含む
- ※ 5 国家検定に合格したもの

### 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

#### 【従来】

屋内で行う場合に限り、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）が必要



#### 【平成26年7月31日以降】

作業場所（屋内・屋外）にかかわらず必要



詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。



荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど

## 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご留意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

**対象：**つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

↓  
【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2**などの装置を備えることが義務づけられます。

＜経過措置＞ 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※1 **定格荷重制限装置**

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 **定格荷重指示装置**

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



②

移動式クレーンの設計法について、現行の「許容応力設計法」に加え、「限界状態設計法」による設計が可能となりました。（新規条文）

【改正前】移動式クレーンの設計法は、「許容応力設計法」※<sup>3</sup>のみ



【改正後】「許容応力設計法」※<sup>3</sup>、「限界状態設計法」※<sup>4</sup>のいずれかのうち、移動式クレーンの用途等に応じて適切なものを、設計者が選択可能。

- ※<sup>3</sup> **許容応力設計法** : 構造部分に作用すると想定される荷重が、鋼材の降伏点などの材料の強度抵抗値を一律の安全係数で除した値以下になるよう設計する方法
- ※<sup>4</sup> **限界状態設計法** : 構造部分に作用すると想定される荷重が、鋼材の降伏点などの材料の強度抵抗値を特性、荷重の種類、接合部の形状に応じて定まる抵抗係数で除した値以下となるよう設計する方法

③

前方安定度※<sup>5</sup>の計算式について、国際基準や国内基準との整合性を図るために計算式を変更しました。（第14条）

なお、改正後も、「クレーン等安全規則第55条」等に基づき、定格荷重の1.27倍に相当する荷をつって行う安定度試験に合格する等の必要があります。

【旧】  $\frac{M_p + M_a + M_o}{M_p + M_a} \geq 1.15$             【新】  $M_t \geq 1.25M_a + 0.1M_p$

$M_p$  : ジブの質量のうち先端部等価質量※<sup>6</sup>       $M_a$  : 定格荷重とつり具の質量の和（定格総荷重）  
 $M_o$  : 安定余裕荷重（ $M_t - M_a$ ）       $M_t$  : 安定限界総荷重※<sup>7</sup>

<経過措置>

- 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。
- 上記以外の移動式クレーンで平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン（旧規格に適合するものに限る。）と同一の設計により平成31年9月1日前に製造された移動式クレーンの前方安定度の値については、なお従前の例によります。

- ※<sup>5</sup> **前方安定度**  
荷をつった側における移動式クレーンの安定度
- ※<sup>6</sup> **先端部等価荷重**  
ジブを重心から先端側と根本側に二分したときの先端側の質量
- ※<sup>7</sup> **安定限界総荷重**  
移動式クレーンが転倒に至る荷の質量

④  
その他

移動式クレーン構造規格について、穴あけの方法についての性能規定化（第39条）、最新の日本工業規格への整合化（第1条、第4条、第25条）、国際規格に適合した機械の適用除外（第45条）について改正されたほか、以下の構造規格についても同様に改正されました。

- クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号）
- エレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号）
- ゴンドラ構造規格（平成6年労働省告示第26号）
- クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）

# 一酸化炭素中毒災害の防止について

青梅労働基準監督署

一酸化炭素中毒(以下「CO中毒」という。)による休業4日以上死傷者数は、全国では、平成26年に20件(35人)発生しており、発生原因等を見ると、内燃機関を有する機械等を使用する作業場における換気不十分を原因とするものが全体の8割以上を占めており、内、建設業が全業種の半数を占めています。

建設業における一酸化炭素中毒の内訳は、室内等における発電機等の内燃機関の使用によるものやコンクリート養生のための練炭の使用によるものが多くなっています。

東京労働局管内においても、平成26年に3件の災害が発生しており、内2件は建設業によるものとなっております。

## 建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン(抜粋)

### 作業責任者の選任と職務

- ・作業手順書の作成
- ・立ち入りを禁止表示
- ・呼吸用保護具の適正使用の確認

### 元方事業者による管理

- ・作業手順書を提出させる
- ・労働衛生担当者の氏名の確認
- ・作業責任者の氏名と現場巡視計画の確認
- ・CO中毒に係る労働衛生教育受講の有無
- ・作業工程ごとの作業開始及び終了予定日時
- ・作業場所の巡視
- ・関係請負人との連絡調整
- ・CO中毒危険箇所への立ち入り禁止措置

### 内燃機関・練炭等の使用の際の作業管理

(自然換気不十分な場合)

- ・作業開始前の点検(保護具の数・警報装置等)
- ・作業中(保護具の着用・継続的CO濃度測定)
- ・作業終了後(保護具の清掃・洗浄など)
- ・異常時の措置(退避・原因調査・再測定など)

### 作業環境管理

- ・COガス濃度計で測定
- ・換気は時間的に均一に(1時間当たり作業場所容積の20倍以上の割合で入れ替える)等

### 警報装置

- ・使用前の作動確認
- ・作業場所毎の設置等

### 呼吸用保護具

- ・有効な保護具の選択と使用

### 健康管理

- ・雇入れ時、定期健康診断
- ・健診後の事後措置

### 労働衛生教育

- ・雇入れ時の教育
- ・日常の教育
- ・緊急時の訓練

### 作業手順書の記載事項

- ・作業手順書の作成者
- ・作業を行う日時
- ・作業の内容
- ・作業場所
- ・労働者の数
- ・使用するCO発生機材等
- ・換気の方法と使用する換気設備
- ・使用する呼吸用保護具
- ・CO濃度、酸素濃度測定機材の種類、測定方法、測定時期
- ・COのガス検知警報装置の種類
- ・練炭使用の場合、その保管方法
- ・内燃機関使用の場合、その保守点検状況
- ・作業の手順
- ・緊急時の対応

# リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質（労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等）について、以下の3点が義務づけられています

事業場における 【 **リスクアセスメントの実施** 】  
譲渡・提供時の 【 **安全データシート（SDS）の提供** 】  
譲渡・提供時の 【 **容器等へのラベル表示** 】

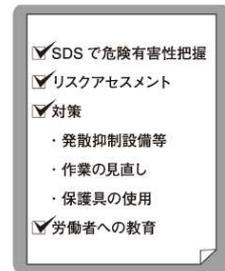


化学物質を取り扱う事業場では…

**ラベルで  
アクション**

運動実施中

## 作業前に絵表示を確認！



**製品が来る**

**ラベルを見る**

**今すぐ安全対策**

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。



容器等のラベルに危険有害性を示すGHS絵表示のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート(SDS)を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて適切に管理できるようにすることが重要です。

## 危険性または有害性の特定

## SDS入手状況を確認しましょう



塗料、ラッカー、シンナー、接着剤、結晶シリカ、溶接ヒュームといったいくつかの化学物質は、労働者がさらされる可能性のある化学物質のほんの一部です。

対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定しましょう。



### < 危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き >

<b>【炎】</b>  可燃性 / 引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	<b>【円上の炎】</b>  支燃性 / 酸化性ガス 酸化性液体・固体	<b>【爆弾の爆発】</b>  爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
<b>【腐食性】</b>  金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	<b>【ガスボンベ】</b>  高圧ガス	<b>【どくろ】</b>  急性毒性 (区分 1 ~ 3)
<b>【感嘆符】</b>  急性毒性 (区分 4) 皮膚刺激性(区分 2) 眼刺激性(区分 2 A) 皮膚感受性 特定標的臓器毒性 (区分 3) など	<b>【環境】</b>  水生環境有害性	<b>【健康有害性】</b>  呼吸器感受性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分 1, 2) 吸引性呼吸器有害性

### < SDSの記載項目 (GHS 勧告に基づくもの) >

1 化学品および会社情報	9 物理的および化学的性質 (引火点、蒸気圧など)
2 危険有害性の要約 (GHS分類)	10 安定性および反応性
3 組成および成分情報 (CAS番号、化学名、含有量など)	11 有害性情報 (LD <sub>50</sub> 値、IARC区分など)
4 応急措置	12 環境影響情報
5 火災時の措置	13 廃棄上の注意
6 漏出時の措置	14 輸送上の注意
7 取扱いおよび保管上の注意	15 適用法令 (安衛法、化管法、消防法など)
8 ばく露防止および保護措置 (ばく露限界値、保護具など)	16 その他の情報

## リスク評価

## SDS情報のほか、ばく露量や作業条件も考慮しましょう



いくつかの方法 (以下の例) から選択しましょう

### (発生可能性) と (重篤度) を考慮する方法

従来から一般的なマトリクス法などのほか、コントロール・バンディング 等の方法があります。

### (有害性の程度) と (さらされる程度) を考慮する方法

化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法は、最も基本的な方法として推奨されます。



### その他の方法

特定化学物質、有機溶剤などは、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法などがあります。

サイト上で必要情報を入力すると、リスクレベルと対策が示される簡易的なリスクアセスメント手法。

\*許容濃度、TLV-TWA

適切なリスク評価に基づき、リスク低減措置を検討しましょう  
 リスク低減措置は確実に実施し、記録を残すようにしましょう

## リスク低減措置の例

作業の計画段階においては、より本質的なリスク低減措置を検討しましょう。  
**作業そのものの廃止や、有害性の低い代替物質への変更等**

作業段階	対策例			
	換気	保護具	管理	爆発火災対策
保管場所	庫内換気用の吸排気設備	保管場所での防毒マスク着用	掲示、施錠	消火器配備 密閉保管
準備作業	換気設備の有効性確認	マスクの点検、確保、着用確認等	対策の周知徹底 装備確認	着火源の持込禁止 防爆構造
本作業	換気設備の稼働状態確認	マスクの使用状態の常時確認	管理者の指揮監督 非常時の応急処置	飲食禁止
片付け	換気設備は人がいなくなった後停止	マスクの使用記録、適正保管	廃棄物の適正処理	使用済ウエスの処理

### < 防毒マスクの選定 >

防毒マスクの吸収缶は必ず現場のガス濃度および種類に応じて選定すること。

ミストが発生する場合は、防じん機能を有する吸収缶を使用すること。

防じん機能を有する防毒マスクにあっては、吸収缶のろ過材がある部分に白線

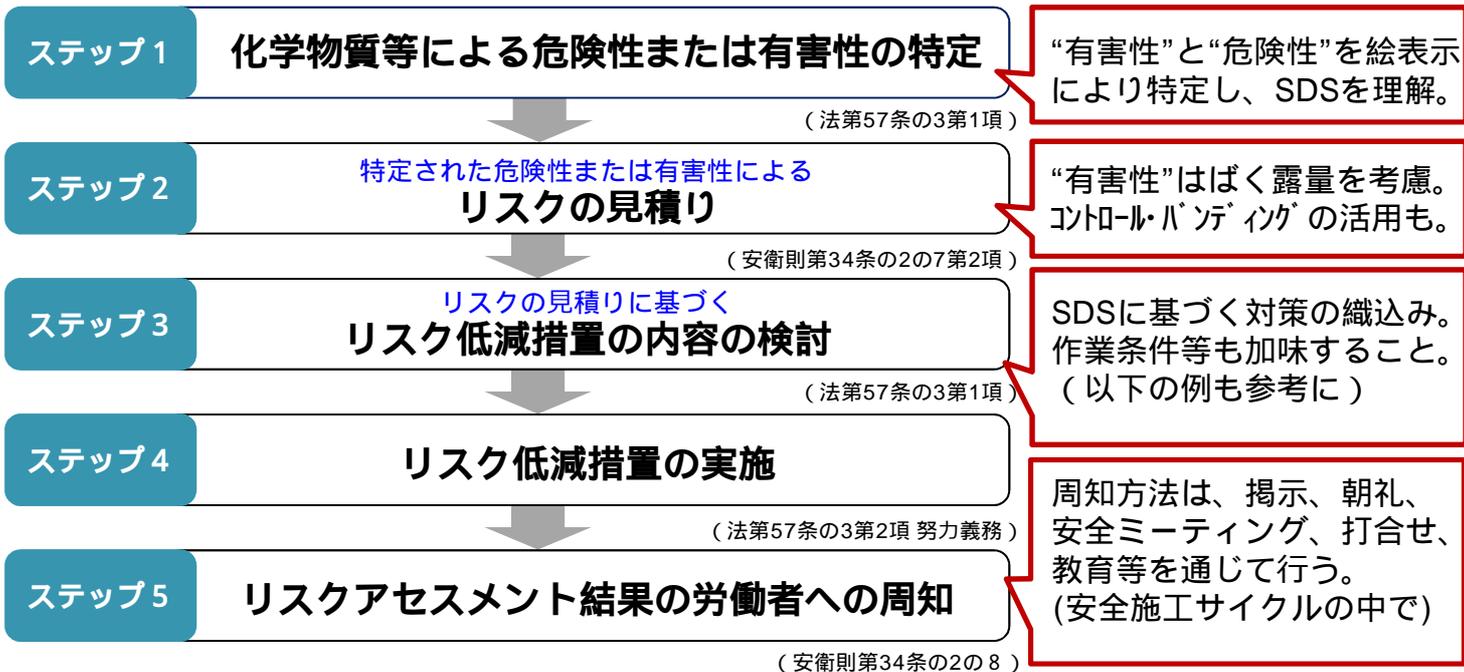
防毒マスクの種類	使用できる濃度の上限
隔離式	2 % アンモニアは3 %
直結式	1 % アンモニアは1.5 %
直結式小型	0.1 %

吸収缶の種類	規格	吸収缶の側面の色
有機ガス用	国家検定	黒
ハロゲンガス用	国家検定	灰色及び黒
アンモニア用	国家検定	緑
亜硫酸ガス用	国家検定	黄赤色
一酸化炭素用	国家検定	赤
酸性ガス用	JIS	灰色
シアン化水素用	JIS	青
硫化水素用	JIS	黄
臭化メチル用	JIS	茶色
水銀用	JIS	オリーブ色
ホルムアルデヒド用	JIS	オリーブ色
リン化水素用	JIS	オリーブ色
エチレンオキシド用	JIS	オリーブ色
メタノール用	JIS	オリーブ色

このほか、吸収缶の有効時間（破過曲線図の確認）を算定し、交換時期の目安や未使用の吸収缶の保存期限等についても確認が必要です。

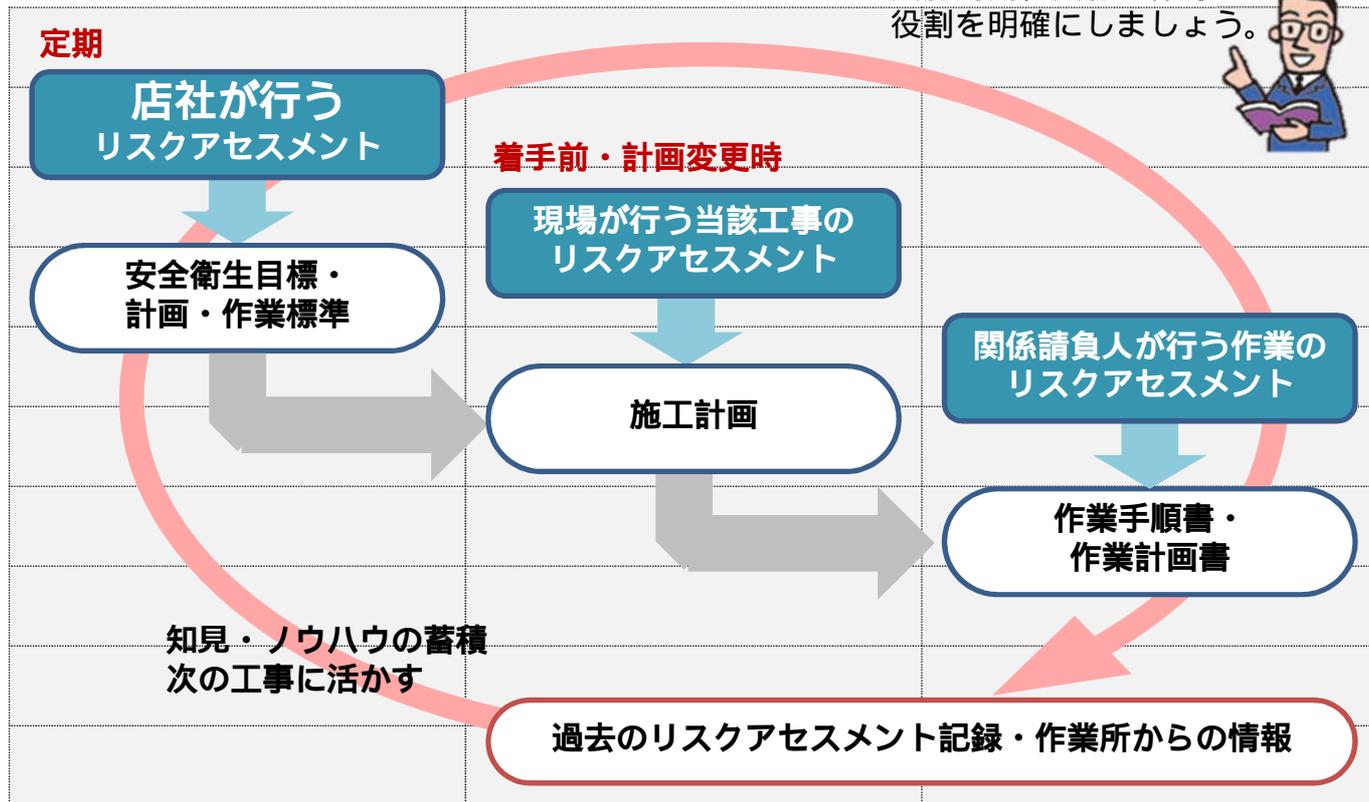
	年月日	使用時間	時間（分）	累計（分）
1		時 分 ~ 時 分		
2		時 分 ~ 時 分		
3		時 分 ~ 時 分		
ガスの種類	使用者名			

# リスクアセスメントの流れ



## 建設業におけるリスクアセスメント

各リスクアセスメントの実施時期、実施主体毎の役割を明確にしましょう。



## ラベル・SDS・リスクアセスメントの実施に関する訪問支援等

### 1) 相談窓口 (コールセンター) を設置し、電話やメールなどで相談を受付

ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメント方法についての質問受付、「化学物質リスク簡易評価法 (コントロール・バンディング)」についても相談できます。

050-5577-4862 (月~金10:00~17:00 (12:00~13:00を除く) 祝日、年末年始を除く)

### 2) 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

事業場からのご要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメントの実施を支援します。

建設事業を営む  
事業者の  
皆さまへ

**形式的には一人親方でも、  
実態として労働者である場合は、  
労働者として労災保険の適用  
を行う必要があります。**



一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

したがって事業者が、労災保険の加入手続きを行う必要があります。

（※）労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

→ 詳しくは裏面の具体例をご覧ください。

## ～ 適切な労災保険の適用にご協力ください～

労災保険は、労働者の保護を図るための制度であり、適切な保険の加入が必要です。形式上は「請負」や「委任」の契約形態となっても、

**実態として労働者と同様の働き方**をする場合には、

一人親方とは扱われません。

その場合には、**個人で労災保険の特別加入をするのではなく、  
直接発注を受けた事業者が使用する労働者として、  
事業主が労災保険の加入手続きを行う必要**があります。



**適切に労災保険料が納付されていない場合には、事業主に、  
追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！**

労災保険のご相談は…

**お近くの労働局・労働基準監督署へ**

※ 4 ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 一人親方の労働者性が認められる具体例…

大工募集の広告を見て面接を受け、**大工としてA社と「請負契約」を結んだXさん**の働き方は以下のようなものでした。



①	A社との請負期間中に <b>他社の仕事をしたことはありません</b> でした。
②	A社の現場では大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など <b>他の仕事にも従事</b> していました。
③	勤務時間の指定はありませんでしたが、 <b>朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束</b> され、それ以降の作業には <b>手当が支給</b> されました。
④	現場監督からの報告・指示によって、A社から <b>指揮監督を受けて</b> いました。
⑤	大工道具はXさん自身の所有物でしたが、 <b>必要な資材等の調達</b> はA社が負担していました。



このケースでは、XさんとA社の間には実質的な使用従属関係があったと認められ、**XさんとA社間の契約は「労働契約」であると認定**されました。**この場合、Xさんは労働者として、A社の労災保険の適用を受けることとなります。**



## 適切に労災保険に加入していないと…

### 事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡（さかのぼ）って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

### 給付された費用の徴収

事業主が「**故意**」または「**重大な過失**」により労災保険の加入手続きを行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。  
\*療養補償給付および介護補償給付は除きます。

#### 労災保険の加入手続きを行わない期間中に、業務災害や通勤災害が発生した場合

- 1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、**労災保険の加入手続きを行わない場合**…  
⇒ 事業主が「**故意**」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。
- 2：1には該当しないものの、**労災保険の適用事業となった時<sup>\*</sup>から1年を経過してなお手続きを行わない場合**…  
⇒ 事業主が「**重大な過失**」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。  
※ 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

# 建設工事に従事する一人親方の皆様へ

## 「労災保険の特別加入」してありますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、**労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われな**いため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



**万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。**

### 労災保険料の求め方

**年間保険料 = 給付基礎日額 × 365 × 保険料率※**

※ 一人親方等（建設事業）であれば 19/1000

- ・ **給付基礎日額**は、保険料の算定に使用されるとともに、休業(補償)給付などの日額単価となります。
- ・ **給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。**

### (例) 給付基礎日額 1万円の場合の保険料と保険給付内容

#### 【年間保険料】

10,000円 × 365日 × 19/1000 = **69,350円**

#### 【保険給付内容】 ※治療と休業のみ必要な場合

- ・ ①療養(補償)給付については、**給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料**で受けられます。
- ・ ②休業(補償)給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。  
**10,000円 × (0.6+0.2) × (20-3) 日 = 13万6千円**

### 労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに、対応する特別支給金が支給されます。

#### ① 療養(補償)給付

無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。



#### ② 休業(補償)給付

治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の約8割を支給します。



#### ③ 障害(補償)給付

障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。



#### ④ 遺族(補償)給付

亡なられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。



#### ⑤ 介護(補償)給付

介護を受けている場合、その費用を支給します。



#### ⑥ 葬祭料・葬祭給付

亡なられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請を行う必要があります。

**まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。**

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり 一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→ → →

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)

QRコード



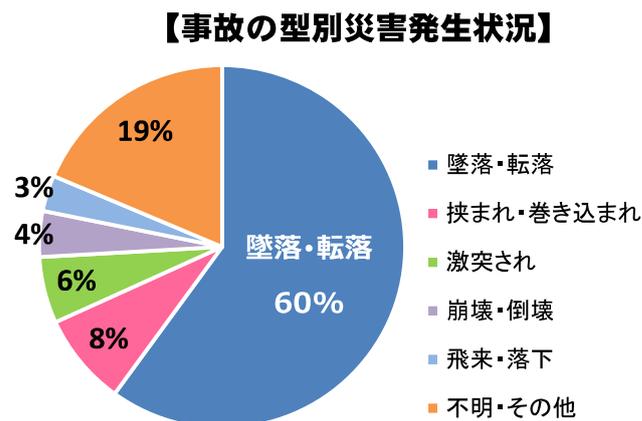
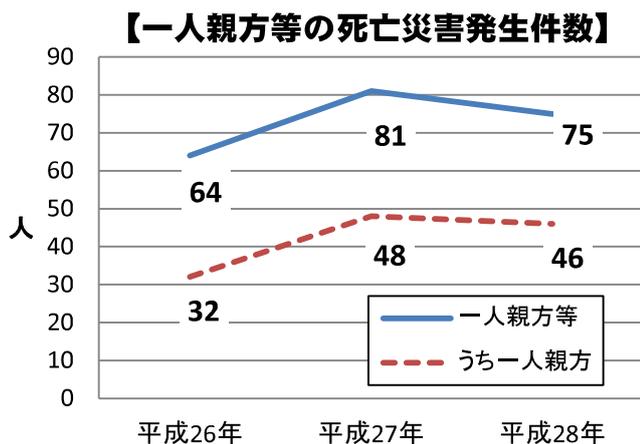
# 災害発生状況と高所作業時の安全確保

## 発生状況

厚生労働省では、平成26年から、一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して、公表しています。一人親方等については、毎年、80人前後の方が亡くなっており、事故の型別では墜落・転落災害が6割となっています。

※「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、修理等の事業を行うことを常態とする方で、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者などを含みます。

## 一人親方等の死亡災害発生件数と事故の型別災害発生状況（平成26年～28年）



## 安全確保

高さ2 m以上の高所作業では、足場等の設置により、作業床を設けて作業を行うことが原則です。足場には様々な種類がありますが、注文者の理解・協力を得て、本足場のようなできるだけ安全性の高い足場を設置し、使用してください。また開口部等のない足場上の作業であっても、できるだけ安全帯を使用するようにしてください。**安全帯は、皆様の命を守る最後の砦です。**

- ❗ 安全帯は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！
- ❗ 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！

### ②手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm～50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。



## 安全確保

### ①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- ・床材と建地（支柱）の間隙は12cm未満としましょう。

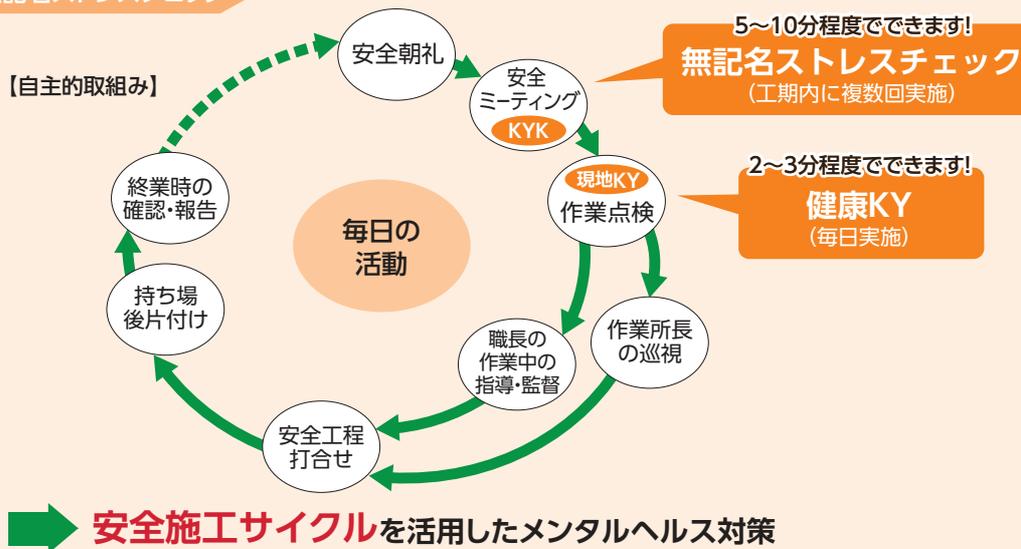
### ③安全帯の使用

- ・一時的に開口部等が生じる場合には必ず安全帯を使用しましょう。

# 建設現場のメンタルヘルスと 職場環境改善

建災防では、建設現場におけるメンタルヘルスと職場環境改善対策として  
**「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」**  
 の普及に取り組んでいます。

## 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック

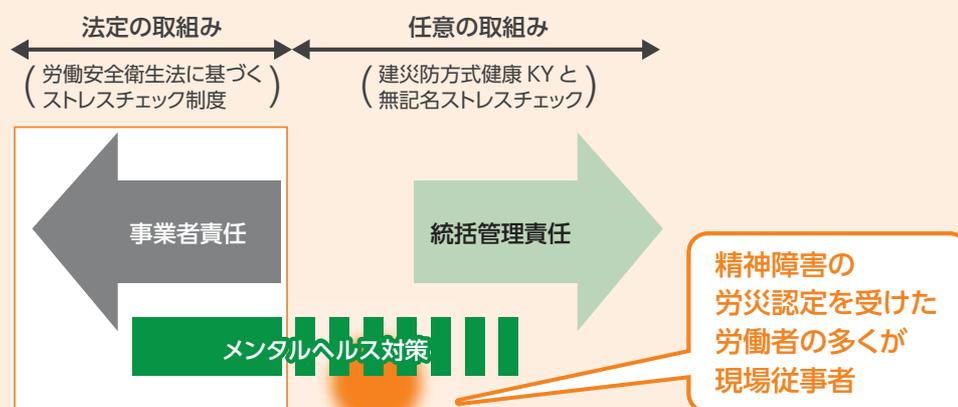


「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは、建設現場の安全施工サイクルに組み込んで実施する次の2つの取組をいいます。

健康KYは、KY活動において睡眠、食欲、体調に関する3つの問いかけを職長から各作業員に毎日繰り返し行い、日々の体調の変化を把握する取組です。

無記名ストレスチェックは、安全朝礼等、現場に従事する元請社員、作業員全員が集まる場で一斉に実施するもので、その分析結果を踏まえて、より働きやすい職場環境を実現するための取組で、工期内に複数回実施します。

## 事業者責任と統括管理責任からみたメンタルヘルス対策



「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」は、建設現場の統括管理体制の中で実施する自主的な取組です。



# 建設現場でのメンタルヘルス対策の必要性

## 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律」(建設職人基本法) に基づく基本計画

### 第2-5

#### (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

…各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と利活用促進を図る。

### ○建設工事従事者の多くがストレスを受ける場合は、建設現場

建設労働者の多くが就労する場合は建設現場であり、精神障害発症にかかる労災補償状況をみると、建設現場従事者が被災労働者となった事例が多く見られます。こうしたことを踏まえると、その働く場である建設現場においてストレスへの対処を行うことが効果的であると考えられます。

### ○メンタルヘルス対策は、不安全行動防止に効果的

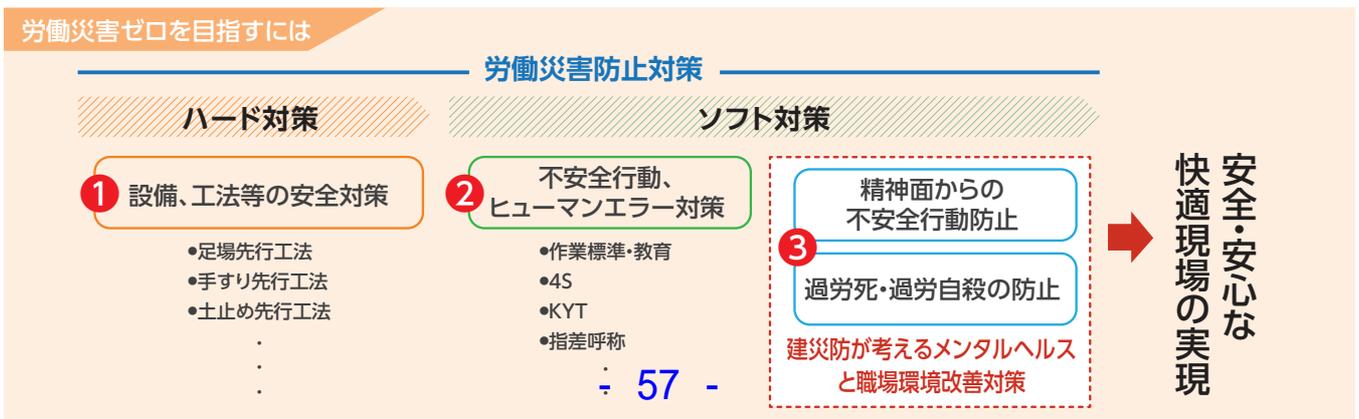
例えば、ついうっかりといった不安全行動が招く労災事故の背景には、少なからず不眠・疲労等の因子が関連しているケースがあります。慢性的な睡眠不足や高ストレスの状態が続くと、体内のホルモンバランスが崩れ、脳血流が低下し認知機能に影響を与えることが知られています。「不安全行動」防止の観点からもメンタルヘルスの視点を取り入れることが大切です。



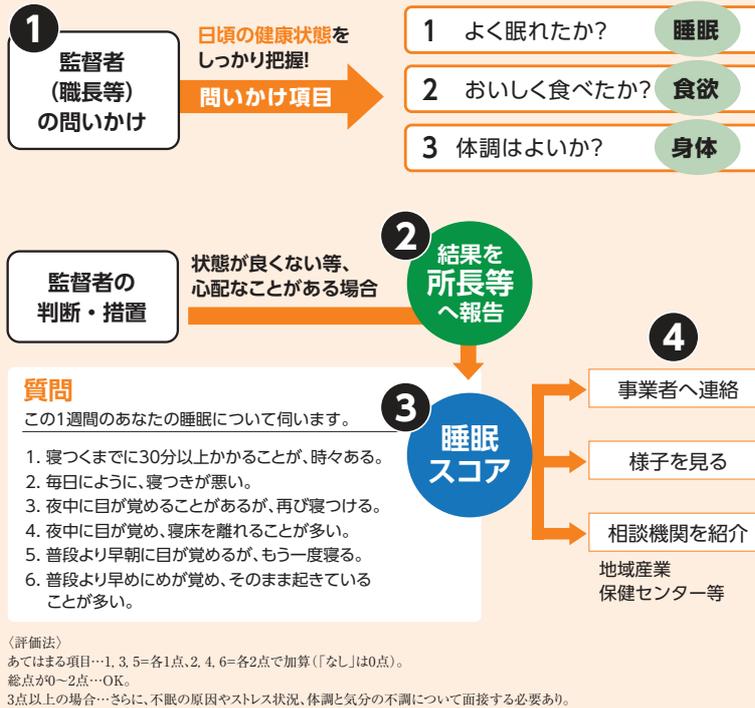
# 労働災害ゼロを目指すには、メンタルヘルス対策が必要不可欠

建災防では、これまで建設業の労働災害ゼロを目指した様々な活動に取り組んできました。昨今、社会問題となった過労死・過労自殺事案に端を発する過重労働対策・働き方改革の社会的ニーズに応えるためには、従来の取組に加え、建設工事従事者の「心身の健康」に着目した新たな取組が必要であると考えます。

このため、メンタルヘルス対策を、法的に事業者求められるものにとどまらず、建設現場での自主的な取組も併せて進めることによって、精神面からの不安全行動の防止等、真に実効性のある労災ゼロ活動へと進化させ、広く建設業に従事する人々にとっての安全・安心で快適な職場環境の形成に寄与したいと考えます。



## 健康KYの進め方



①作業前に実施する現地KYにおいて、職長から各作業員に対し、

- よく眠れたか?
- おいしく(ご飯を)食べたか?
- 体調はよいか?

という3つの問いかけと姿勢や表情等の観察を行い、健康状態を把握します。

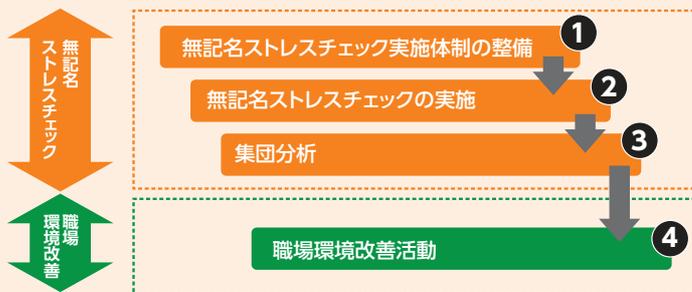
②健康KYを行ったところ、作業員の体調に心配なことがある場合、職長は作業所長等へ報告します。

③報告を受けた作業所長等は、直ちに相談機関等へ連絡した方がよいと判断できる場合を除き、より詳しい健康状態を確認するため「睡眠スコア」を実施します。

④「睡眠スコア」実施の結果、総点数が3点以上の場合、当該作業員が所属する事業場へ連絡するか相談機関等を紹介します。また「睡眠スコア」の総点数が3点未満の場合は様子を見ます。

# 建災防方式無記名ストレスチェック

## 無記名ストレスチェック実施から職場環境改善活動までのフロー



職業性ストレス簡易調査票 (23項目)		合計	平均	標準偏差
職業性ストレス簡易調査票 (職業性ストレス)				
1. 最近の作業についておぼつかない				
2. 最近の作業が非常におぼつかない				
3. 作業中に十分な休息がとれない				
4. 作業中に十分な休息がとれない				
5. 作業中に十分な休息がとれない				
6. 作業中に十分な休息がとれない				
7. 作業中に十分な休息がとれない				
8. 作業中に十分な休息がとれない				
9. 作業中に十分な休息がとれない				
10. 作業中に十分な休息がとれない				
11. 作業中に十分な休息がとれない				
12. 作業中に十分な休息がとれない				
13. 作業中に十分な休息がとれない				
14. 作業中に十分な休息がとれない				
15. 作業中に十分な休息がとれない				
16. 作業中に十分な休息がとれない				
17. 作業中に十分な休息がとれない				
18. 作業中に十分な休息がとれない				
19. 作業中に十分な休息がとれない				
20. 作業中に十分な休息がとれない				
21. 作業中に十分な休息がとれない				
22. 作業中に十分な休息がとれない				
23. 作業中に十分な休息がとれない				

職業性ストレス簡易調査票 (23項目)  
※拡大図は5頁

### ①無記名ストレスチェック実施体制の整備

無記名ストレスチェック実施にあたり、現場所長による作業所方針の表明とともに「実施者(実施責任者)」を選任し、現場での実施体制を整備します。

### ②無記名ストレスチェックの実施

無記名ストレスチェックの当日、安全朝礼の場において現場所長等から無記名ストレスチェックの趣旨及び実施方法を説明した後、元請社員及び作業員等に調査票(右上図)を配布し回答してもらいます。回答・回収にかかる時間はおよそ5~10分程度です。全員の回答が終わったら、その場で速やかに回収し、無記名ストレスチェック実施者に回答済み調査票を送付します。

### ③集団分析

無記名ストレスチェック実施者は、建設現場用の集計分析ツール(建災防版無記名ストレスチェック実施プログラム)を用いて集団分析を行います。このプログラムには、全国の建設現場の標準値(全国平均値)が組み込まれており、簡易に当該現場のストレスの特徴を表すストレス判定図及びストレス反応指数を作成することができます。



# 建設現場の職場環境改善

## 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック

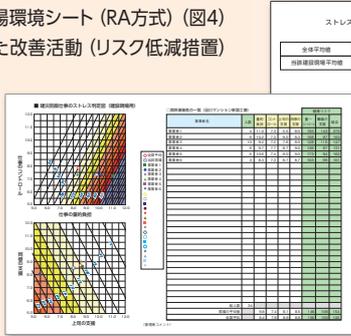


- 無記名ストレスチェック実施者による集団分析結果 (図1及び図2) の返却
- 職場環境改善チェックリスト (図3) 及び職場環境シート (RA方式) (図4) を用いた改善活動 (リスク低減措置) の選定

- 現場における具体的な改善策 (リスク低減措置) の実施

- 再度仕事のストレス判定図・ストレス反応指数等を用いた実施状況の評価

- 評価に基づく新たな計画の作成・実施



【図2】ストレス反応指数

ストレス反応指数	
全体平均値	1.850
当該建設現場平均値	2.050

【図3】無記名ストレスチェックに基づく職場環境改善チェックリスト

【図4】無記名ストレスチェックに基づく職場環境改善シート

※図の拡大版は裏面にあります。

### ① 職場環境改善活動の計画

無記名ストレスチェックの集団分析結果 (図1・2) と事前に作業所長及び職長から回答を得た職場環境改善チェックリスト (図3) の結果を、職場環境改善シート (RA方式) (図4) に反映させながら、職場環境改善の具体的な取組みを選定します。ここで用いるシートは、建設工事従事者に浸透しているリスクアセスメント手法を取り入れて作成されたもので、ストレス判定図によって測定される4つのストレス要因 (仕事の量的負担、仕事のコントロール、上司及び同僚の支援) と関連のある30のチェック項目について「該当の程度」及び「影響度」の観点からリスク評価を行い、リスク得点の高いチェック項目の優先度に従って改善策 (リスク低減措置) を決定するものです。

※なお、詳しい職場環境改善シートの作成方法等については、下記「建設現場の職場環境改善マニュアル」をご参照ください。

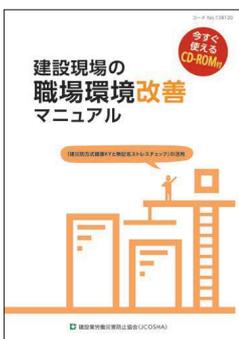
### ② 職場環境改善活動の実施

職場環境改善シート (RA方式) の作成結果に沿って、現場で改善策 (リスク低減措置) を講じます。

### ③ 職場環境改善活動の評価

職場環境改善計画の終結時に、再度無記名ストレスチェックを実施し当該取組みの評価を行い、次の新たな取組へと繋げていきます (PDCAサイクル)。

## テキストのご紹介



本パンフレットの内容をより詳しく知りたい方は、こちらのテキストをご活用ください。



## 相談窓口のご紹介

建設業労働災害防止協会では、2016年7月より建設事業者および現場所長等を対象としたメンタルヘルス対策の相談窓口を設置しています。

【相談日】毎週月曜日 13:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)

【相談料】無料 (但し、通話料については各自ご負担願います)

【相談対象者】建設事業者および建設現場所長等

【相談内容】

- ・事業場でメンタルヘルス対策を導入したい。
- ・建設現場でのメンタルヘルス対策をどのように進めればよいか?
- ・「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは? 等。

※労働者個人の相談については、対応しておりません。

個人の方は、働く人の「こころの耳電話相談」0120-565-455 (月・火 17:00~22:00、土・日 10:00~16:00 ※祝日・年末年始を除く) をご利用ください。

※おひとりあたりの相談時間は上限を30分とさせていただきます。

【専用ダイヤル】03-3453-0974

【担当】建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー

【問い合わせ先】建設業労働災害防止協会

購入について…………… 事業部 教材管理課 TEL03-3453-3391

テキストの内容について…………… 技術管理部 計画課 TEL03-3453-0464

青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化事例」募集中

別 添

「転倒災害防止の見える化事例」

事業場名	
業 種	
事例の概要 タイトル (特徴・着眼点等)	
事例(写真)	 この応募フォームや過去の事例はここから ダウンロードできます
公表の許諾	事業場名 許・否 事例内容 許・否
御担当者様あて確認させていただくことがありますので下記項目の記入をお願いいたします。	
御担当者名	
部署名	
連絡先	電話 FAX
「問い合わせ先」 青梅労働基準監督署 安全衛生課 (公社)東基連 青梅労働基準協会支部 TEL 0428-28-0331 TEL 0428-24-8917 「提出先」 電子メール(青梅労働基準協会支部) <a href="mailto:umekikyo@t-net.ne.jp">umekikyo@t-net.ne.jp</a>	

実施のスケジュール

- 募集期間  
平成30年6月～平成30年11月
- 選考委員会  
平成30年11月
- 表彰式  
平成30年12月13日  
(西多摩地区安全衛生大会)

詳しくは、青梅労働基準監督署のホームページに掲載しています

青梅労働基準署 お知らせ

**STOP!** 転倒災害プロジェクト



東京労働局・青梅労働基準監督署

(H30.07)



青梅労働基準監督署